POLA ORBIS HOLDINGS

第19期
定時株主総会
招集ご通知

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役2名選任の件
第3号議案　監査役2名選任の件
第4号議案　社外取締役に対する株式報酬制度の一部改定の件

インターネット等又は書面による議決権行使期限

2025年3月26日（水曜日）午後5時40分まで

日 時

2025年3月27日（木曜日）午後1時30分

場 所

東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル　アネックスタワー5階プリンスホール

株主総会当日の様子はインターネットによる
ライブ配信を通じてご視聴いただけます。
ご出席の株主様への参加記念品のご用意はございません。

株式会社 ポーラ・オルビス ホールディングス

証券コード：4927

POLA

ORBIS

Jurlique

THREE

DECENCIA

FUJIMI

株主の皆さまへ

グループ理念

感受性のスイッチを全開にする

株式会社ポーラ・オルビスホールディングス
代表取締役社長　横手喜一

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第19期（2024年1月1日～2024年12月31日）の国内化粧品市場は、景気が緩やかに回復する中で、年間で1桁前半の伸びとなり堅調に推移しました。中国市場では、景気の停滞感が続き、化粧品の消費低迷が継続しています。

このような市場環境のもと、「VISION 2029」達成に向けた2ndステージとして中期経営計画（2024年～2026年）に基づき、重点戦略①国内事業の顧客基盤強化、持続的成長と収益性改善、②海外事業の更なる成長と新市場での基盤確立、③育成ブランドの成長を伴う黒字化による持続的収益貢献、④ブランドポートフォリオ拡充と事業領域拡張、⑤新価値創出に向けた研究開発力強化、⑥社会課題対応と独自性を兼ね備えたサステナビリティ強化に取り組んでまいりました。2024年は、オルビスが好調に推移し2桁の増収増益を継続していますが、ポーラ国内・海外の苦戦が影響し、当社グループ連結としては減収減益となりました。

本年度は株主の皆さまのご期待に応えられるよう、本年1月より、当社グループの事業会社において経営体制を刷新し、新たな体制でブランドの個性をさらに磨きあげ、VISION 2029の達成に向け当社グループ一体となって取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続きご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬　具

2025年3月11日
（電子提供措置の開始日　2025年3月3日）

◀グループ理念の詳細はこちらのQRコードよりご覧ください
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

第19期 定時株主総会招集ご通知

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトに「第19期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。
当社ウェブサイト　https://ir.po-holdings.co.jp/ja/Stock/Meeting.html

また、上記の他、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスの上、「銘柄名（会社名）」に「ポーラ・オルビスホールディングス」又は証券「コード」に「4927」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。
東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

1.	日 時	2025年３月27日（木曜日）午後１時30分（受付開始 午後１時00分）
2.	場 所	東京都港区高輪四丁目10番30号 品川プリンスホテル　アネックスタワー５階プリンスホール
3.	株主総会の目的事項	**報告事項** 1．第19期（2024年１月１日から2024年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2．第19期（2024年１月１日から2024年12月31日まで） 計算書類の内容報告の件
		決議事項 第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　取締役２名選任の件 第３号議案　監査役２名選任の件 第４号議案　社外取締役に対する株式報酬制度の一部改定の件

以上

●株主総会資料（株主総会参考書類・事業報告・連結計算書類・計算書類・監査報告）は、会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、第17期定時株主総会（2023年3月開催）から書面ではお送りせず、ウェブサイトに掲載して提供する方法に変更しております。お手数ですが、本招集ご通知２ページに記載のURLにアクセスしてご確認くださいますようお願い申し上げます。本招集ご通知には、お手元でも資料の要点をご確認いただけるよう、株主総会参考書類を併せてご送付しております。なお、基準日までに書面交付請求された株主さまには、法令及び当社定款の定めに従い、電子提供措置事項を記載した交付書面をご送付しております。次回以降、書面での資料の送付を希望される株主さまで、書面交付請求のお手続きをお済ませでない方は、基準日までに書面交付請求を行っていただきますようお願いいたします。書面交付請求のお手続き等につきましては、当社株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行又はお取引の証券会社までお問い合わせください。

●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

●次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

④監査報告書の「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書」、「会計監査人の監査報告書」、「監査役会の監査報告書」

●本招集ご通知の英語訳は当社ウェブサイトでご覧いただけます。

●各ウェブサイトに掲載している電子提供措置事項は株主総会資料の全文であるため、ページ番号や項番が本招集ご通知と一致しておりませんのであらかじめご了承ください。

議決権行使についてのご案内

株主総会開催前

会場出席されない場合

ご推奨

インターネット等による議決権行使

行使期限 2025年3月26日（水曜日）午後5時40分まで

議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。
QRコードを読み取る方法と、ログインID・仮パスワードを入力する方法がございます。

詳細は5ページをご参照ください

書面による議決権行使

行使期限 2025年3月26日（水曜日）午後5時40分到着分まで

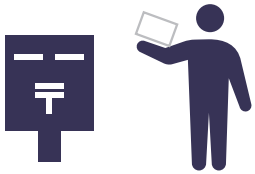

同封の議決権行使書用紙に議決権に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。
議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

会場出席される場合

株主総会開催日時 2025年3月27日（木曜日）午後1時30分

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

機関投資家の皆さまへ 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会開催前

インターネット等による議決権行使についてのご案内

QRコードを読み取る方法

簡単です！
ID・パスワード入力不要

1. スマートフォン等にて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取り

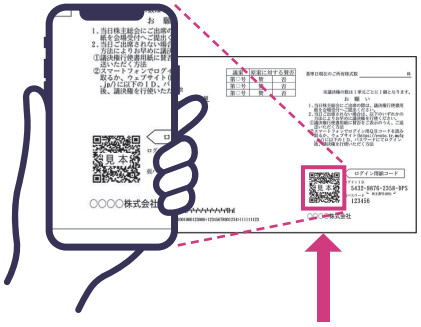

2. 画面の案内に従って賛否をご入力

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセス

https://evote.tr.mufg.jp/

2. お手元の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力

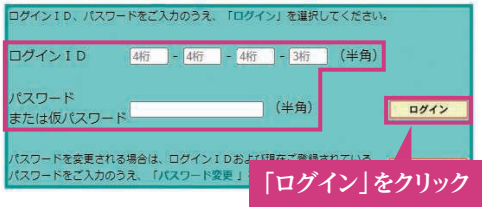

3. 画面の案内に従って賛否をご入力

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 書面とインターネット等の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等による行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部　ヘルプデスク

0120-173-027
（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

株主総会開催前

事前のご質問受付

事前に本総会の目的事項等に関するご質問をお受けいたします。株主専用ポータルサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。なお、「Engagement Portal」へのログイン方法は同封の議決権行使書裏面をご確認ください。

1. 「事前質問」ボタンをクリック
2. ご質問カテゴリーを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし「確認画面へ」ボタンをクリック
3. ご入力内容をご確認後、「送信」ボタンをクリック

受付期間　本招集ご通知ご到着時～
2025年3月19日（水曜日）午後11時59分まで

注意事項

・ご質問は本総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
・ご質問はお一人さまにつき1問まで、200文字以内でお願いいたします。
・株主さまのご関心が高いと思われるご質問を中心に、本総会当日に回答させていただきます。
・事前に頂戴する全てのご質問に回答することをお約束するものではございません。総会当日に取り上げることができなかったご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。また、個別の対応はいたしかねますのでご了承ください。
・ご利用いただくための通信料金等は、株主さまのご負担となります。
・議決権行使書がお手元にない方は、以下のお問い合わせ先にご連絡ください。

「Engagement Portal」の推奨環境は、こちらからご確認ください。

https://www.tr.mufg.jp/daikou/pdf/faq.pdf

「Engagement Portal」の
ログインに関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部
0120-676-808
（通話料無料／土日祝日等を除く平日午前9時～午後5時）
本招集ご通知ご到着時～本総会終了時まで

株主総会当日

ライブ配信を視聴しインターネットで参加する場合

ご視聴方法

株主専用ポータルサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。
なお、「Engagement Portal」へのログイン方法は同封の議決権行使書裏面をご確認ください。

1. 「当日ライブ視聴」ボタンをクリック
2. 当日ライブ視聴等に関する利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリック

配信日時 2025年3月27日（木曜日）
午後1時30分～本総会終了まで

※配信画面へのアクセスは午後1時00分より可能となります。当該時刻より前にログインしている場合は、午後1時00分以降にブラウザのリロードをしてください。

本総会終了後、「Engagement Portal」から本総会の模様を録画映像にてご視聴いただけます。

注意事項

- **ライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上株主総会への出席に該当しないため、株主総会当日のご質問、議決権行使、動議の提出をインターネット参加によって行うことはできません。4ページに記載のいずれかの方法により、事前の議決権行使をお願いいたします。**
- ライブ配信では、音声認識により字幕を表示いたします。音声よりも遅れて表示され、また正確に表現しきれない場合があります。あらかじめご了承ください。
- 当日の会場撮影は、ご出席株主さまのプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ず株主さまが映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ライブ配信のご視聴は株主さま本人に限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願いいたします。
- ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの通信環境（回線状況、通信速度等）により、映像や音声に不具合が生じる可能性がございますので、あらかじめご了承ください。
- インターネット環境や機材トラブル、その他の事情により、映像や音声の乱れ、また、やむを得ずライブ配信や字幕表示を中断又は中止する場合がございます。このような場合、通信障害の復旧を待たず会場出席株主さまのみで株主総会を続行する場合がございます。また、このような通信障害等によって株主さまが被った不利益に関しては、一切責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
- 本総会開始前にやむを得ない事情によりライブ配信が実施できなくなった場合には、当社ウェブサイトでお知らせいたします。
- SNSへの公開等、本総会のライブ配信映像・画像・音声等の二次利用は固くお断りさせていただきます。
- ご視聴いただくための通信料金等は、株主さまのご負担となります。

ライブ配信の画面操作、視聴不具合等に関するお問い合わせ

株式会社Jストリーム
ライブサポート係

050-3159-6192

2025年3月27日（木曜日）
午後1時～本総会終了まで

以下の事項につきましてはご回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

- ライブ配信参加用のID・パスワード
- インターネットへの接続方法、ご利用のパソコンやスマートフォン等の機能等に関するお問い合わせ
- 株主さま側の環境等が問題と思われる原因での接続不能、遅延、音声トラブル等に関するお問い合わせ

株主総会当日

議決権行使書用紙と本招集ご通知をご持参ください。

株主総会会場で出席する場合

日時	2025年3月27日（木曜日） 午後1時30分
場所	東京都港区高輪四丁目10番30号 品川プリンスホテル アネックスタワー5階 プリンスホール 〈交通〉品川駅（新幹線・JR・京急線） 高輪口より徒歩約2分

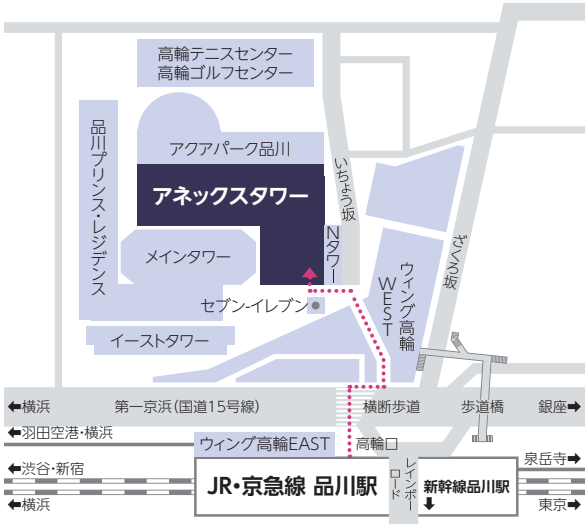

注意事項

- ご出席の株主さまへの参加記念品のご用意はありません。
- 株主セミナーは開催いたしません。

お願い
- ご来場にあたりサポートが必要な方は、事前に当社ウェブサイトのSRお問い合わせフォームよりご連絡ください。 https://ir.po-holdings.co.jp/ja/Contact.html
- ご出席につきましては、株主総会開催日近くの国内の感染症流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、マスク着用等の感染予防にご配慮くださいますようお願いいたします。

● 議事進行の流れ（※前年度株主総会からの進行イメージ）

株主総会終了後

当社ウェブサイトで以下のコンテンツを順次公開いたします。

事業報告のプレゼンテーション資料	事業報告のプレゼンテーション動画
主な質疑応答の要約	決議の結果に関するお知らせ

当社ウェブサイトはこちらから
https://ir.po-holdings.co.jp/ja/Stock/Meeting.html

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけ、安定的な利益成長による株主還元の充実を基本方針としております。期末配当につきましては、以下の通りお諮りするものであります。

本議案が承認いただけた場合、中間配当を含めました当期の株主配当金は、１株につき52円となります。

期末配当に関する事項

1 **配当財産の種類**
金銭といたします。

2 **株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額**
当社株式１株につき　　金31円（普通配当）
総額　　6,869,923,268円

3 **剰余金の配当が効力を生じる日**
2025年３月28日

（ご参考）配当金及び配当性向の推移

	第16期	第17期	第18期	第19期（当期）
配当金	51円	52円	52円	52円（予定）
配当性向	**96.1%**	**100.5%**	**119.0%**	**123.9%（予定）**

（注）第19期（当期）の配当金及び配当性向は、本議案が原案通り承認可決されることを前提とした金額です。

第２号議案　取締役２名選任の件

　コーポレート・ガバナンスの一層の強化及び透明性の確保を図るため、社外取締役２名を増員することとし、その選任をお諮りするものであります。
　なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の終了する時までとなります。
　取締役候補者の氏名、略歴等は、次の通りであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当	取締役会出席回数
1	新任 田中加陽子（たなか かよこ） 社外 独立		
2	新任 谷口博基（たにぐち ひろき） 社外 独立		

候補者番号

1

田中（たなか）　加陽子（かよこ）（1976年２月27日生）

■ 取締役会出席回数　：　―
■ 所有する当社株式数　：　―
■ 在任期間（本総会終結時）：　―

再任　新任
社外　独立

■ 略歴

1998年４月　株式会社増進会出版社（現株式会社増進会ホールディングス）入社
2002年12月　同社退社
2004年12月　ヤフー株式会社（現LINEヤフー株式会社）入社
2006年１月　同社退社
2006年２月　株式会社ツタヤオンライン（現カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社）入社
2008年２月　同社退社
2008年３月　株式会社経営共創基盤入社
2014年10月　同社ディレクター
2016年10月　同社パートナー（共同経営者）マネージングディレクター
2018年10月　同社CHRO（チーフヒューマンリソースオフィサー）マネージングディレクター
2019年１月　益基譜管理諮詢（上海）有限公司董事（現任）
2019年４月　Industrial Growth Platform Pte Ltd. Director（現任）
2020年10月　株式会社経営共創基盤取締役CHRO
2024年10月　株式会社IGPIグループパートナー（共同経営者）取締役CHRO（現任）
2024年10月　株式会社経営共創基盤マネージングディレクター（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社IGPIグループ　パートナー（共同経営者）　取締役CHRO
益基譜管理諮詢（上海）有限公司　董事
Industrial Growth Platform Pte Ltd.　Director
株式会社経営共創基盤　マネージングディレクター

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

田中加陽子氏は、新規事業創出、経営戦略、組織人事に関する幅広い知識と見識を有しております。また、同氏は経営コンサルティングファームの共同経営者として、企業経営の一角を担っております。

以上のことから、戦略立案や課題解決に関する助言・提言を期待し、社外取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

谷口（たにぐち）　博基（ひろき）

（1979年４月３日生）

■ 取締役会出席回数　：　－
■ 所有する当社株式数　：　－
■ 在任期間（本総会終結時）：　－

再任　新任
社外　独立

■ 略歴

2004年４月　マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド・ジャパン入社
2012年12月　同社退社
2013年１月　ヤフー株式会社（現LINEヤフー株式会社）入社
2014年４月　同社コーポレート統括本部企業戦略本部総合事業企画室長
2015年１月　YJキャピタル株式会社（現Z Venture Capital株式会社）パートナー
2016年10月　ヤフー株式会社（現LINEヤフー株式会社）データソリューション事業本部長
2021年４月　同社CDO（チーフデータオフィサー）
2025年２月　同社退社
2025年３月　Sakana AI株式会社入社
同社事業開発本部長（現任）

■ 重要な兼職の状況

Sakana AI株式会社　事業開発本部長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

谷口博基氏は、大手IT企業でCDOとしてデータ戦略を主導する等、当該領域における幅広い知識と見識を有しております。

以上のことから、データを活用した意思決定の高度化やビジネス価値の創出、ITガバナンス強化を期待し、社外取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

なお、同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、以上の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者が所有する当社株式数は、2024年12月31日最終の株主名簿の記載によります。
3. 田中加陽子氏及び谷口博基氏は社外取締役候補者であります。なお、田中加陽子氏及び谷口博基氏の選任が承認された場合、当社は両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する旨を、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、現行定款において、社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。田中加陽子氏及び谷口博基氏の選任が承認された場合、当該定款規定に基づき、当社と両氏の間において、会社法第423条第１項の責任において、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しています。

第３号議案　監査役２名選任の件

今回の定時株主総会終結の時をもって監査役河本秀樹氏は辞任しますので、その補欠として監査役１名の選任をお諮りするものであります。なお、監査役候補者である豊田明氏は、監査役河本秀樹氏の補欠として選任されますため、その任期は当社定款の定めにより、同監査役の任期の終了する時までとなります。

また、上記に加えて、コーポレート・ガバナンスの一層の強化及び透明性の確保を図るため、社外監査役１名を増員することとし、その選任をお諮りするものであります。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者の氏名、略歴等は、次の通りであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	取締役会出席回数	監査役会出席回数
1	新任 豊田明（とよだ あきら）			
2	新任 鈴木恵美子（すずき えみこ） 社外 独立			

候補者番号

1

豊田　明（とよだ　あきら）

（1963年2月22日生）

- 取締役会出席回数　：　—
- 監査役会出席回数　：　—
- 所有する当社株式数　：　151株

再任　**新任**

社外　独立

略歴

1987年 4 月　ポーラ化成工業株式会社入社
2006年 1 月　株式会社ポーラ化粧品本舗（現株式会社ポーラ）OEM事業部長
2007年 7 月　ポーラ化成工業株式会社技術事業開発室長
2009年 1 月　同社技術事業部長
2012年 1 月　同社購買部長
2013年 1 月　株式会社ピーオーテクノサービス首都圏営業管理部長
2017年 4 月　当社薬事センター準備室長
2018年 1 月　当社薬事センター所長
2019年 1 月　当社知財・薬事センター所長
2021年 7 月　トリコ株式会社取締役
2022年 1 月　同社監査役
株式会社ACRO監査役
2024年 1 月　ポーラ化成工業株式会社監査役

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません

監査役候補者とした理由

豊田明氏は、当社では知財・薬事部門の責任者を長く務め、管理部門における豊富な知識を持ち、ポーラ化成工業株式会社等において監査役の経験を有しております。

以上のことから、監査役として適任であると判断し、同氏の選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

鈴木（すずき）　恵美子（えみこ）（1964年1月3日生）

■ 取締役会出席回数 ： —
■ 監査役会出席回数 ： —
■ 所有する当社株式数 ： —

再任　新任
社外　独立

■ 略歴

1986年 4 月　株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入社
1996年 8 月　同社退社
2002年10月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
2006年 5 月　公認会計士登録
2019年10月　有限責任監査法人トーマツ シニアマネジャー（現任）

■ 重要な兼職の状況

（注）鈴木恵美子氏は、2025年３月20日付で有限責任監査法人トーマツを退職し、2025年３月21日付で鈴木恵美子公認会計士事務所代表に就任を予定しております。

社外監査役候補者とした理由

鈴木恵美子氏は、公認会計士としての専門知識を持ち、大手監査法人にて上場企業の内部統制評価やリスク管理、企業ガバナンスに関する経験を有しております。

以上のことから、監査役として適任であると判断し、同氏の選任をお願いするものであります。

なお、同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、以上の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者が所有する当社株式数は、2024年12月31日最終の株主名簿の記載によります。
3. 鈴木恵美子氏は社外監査役候補者であります。なお、鈴木恵美子氏の選任が承認された場合、当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する旨を、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、現行定款において、社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。鈴木恵美子氏の選任が承認された場合、当該定款規定に基づき、当社と同氏との間において、会社法第423条第１項の責任において、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しています。

第４号議案　社外取締役に対する株式報酬制度の一部改定の件

１．提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、当社の取締役及び執行役員（国内非居住者を除きます。以下「当社取締役等」といいます。）を対象とした株式報酬制度について、2019年３月26日開催の第13期定時株主総会において、株主の皆さまのご承認をいただき、導入しております。

当社の株式報酬制度は、当社グループの長期ビジョン及び中期経営計画の達成に向けて、当社取締役等の報酬と当社株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な企業価値向上への貢献意識を高め、株主の皆さまとの利害共有をより一層図ることを目的としております。このうち社外取締役に対しては、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断する経営監視機能を担っていることから、業績に連動しない固定型の株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

本議案は、第２号議案「取締役２名選任の件」に記載の通りガバナンス体制の充実を図るため社外取締役の増員を提案させていただいていること等に鑑み、当社の社外取締役を対象とする株式報酬制度の内容の一部を改定することにつきお諮りするものであります。

本制度の改定は、当社取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容に沿ったものであるため、改定内容は相当であると考えております。

なお、本制度は、従来の取締役の報酬限度額（年額500百万円以内、うち社外取締役分は年額100百万円以内）とは別枠で、当社の社外取締役に対して株式報酬を支給するものであります。

本制度の対象となる当社の社外取締役の員数は第２号議案「取締役２名選任の件」が原案通り承認可決されますと、本株主総会終結時点において５名となります。

なお、当社の社外取締役以外の取締役、執行役員及び同様の制度を導入している当社子会社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除きます。以下「子会社取締役」といいます。また、当社取締役等と併せて、以下「対象取締役等」といいます。）を対象とする業績連動型の株式報酬の内容（当社取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針）に変更はございません。

2．本制度における報酬等の額及び内容等

（1）本制度の主な改定内容

本議案の承認を条件として、当社が社外取締役の報酬額として拠出する金員の上限並びに社外取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）の交付及び給付（以下「交付等」といいます。）が行われる当社株式等の数の上限について、社外取締役の増員等に鑑み、以下の通り改定いたします。

項目	改定前	改定後
当社が社外取締役の報酬額として拠出する金員の上限	・1年当たり7百万円 ・以下（2）に定める対象期間の年数に上記を乗じた金額	・1年当たり17百万円 ・以下（2）に定める対象期間の年数に上記を乗じた金額
社外取締役に交付等がなされる当社株式等の数の上限	・1年当たり2,400株 ・以下（2）に定める対象期間の年数に上記を乗じた株数	・1年当たり6,000株 ・以下（2）に定める対象期間の年数に上記を乗じた株数

（2）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する社外取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、社外取締役に当社株式等の交付等が行われる株式報酬制度です（詳細は以下（3）以降の通り）。

本制度は、当社グループの中期経営計画の対象となる事業年度（原則３年～４年。以下「対象期間」といいます。）を対象としています。なお、現在の本制度における対象期間は、2024年12月末日で終了する事業年度から2026年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度です。本議案が承認可決された場合、改定後の内容は2025年12月末日で終了する事業年度から2026年12月末日で終了する事業年度までの２事業年度（以下「改定後対象期間」といいます。）以降を対象に適用いたします。

（3）当社が拠出する金員の上限

当社は、社外取締役の報酬として、１年当たりの金員の上限17百万円に対象期間の年数を乗じた金額（改定後対象期間については34百万円）を上限とする金員（※）を拠出し、受益者要件を満たした社外取締役を受益者とする、対象期間に相当する期間の信託（以下「本信託」といいます。）の延長又は変更を行います。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を当社（自己株式処分）又は株式市場から取得します。当社は、対象期間中、社外取締役に対するポイント（下記（4）の通り）の付与を行い、本信託はあらかじめ定められた一定の時期に、付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を行います。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度又は本制度と同種の株式報酬として本信託を継続することがあります。その場合、その時点において当社グループが策定している中期経営計画に対応する年数が新たな対象期間となり、新たな対象期間と同一期間について本信託の信託期間を延長します。当社は、株主総会の承認決議を得た本信託に拠出する金員の上限の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、社外取締役に対

するポイントの付与及び当社株式等の交付等を継続します。ただし、追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する社外取締役に係る当社株式（社外取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、株主総会で承認決議を得た、本信託に拠出する金員の上限の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

（※）信託に拠出する金員には、信託期間中の本信託による株式取得資金の他信託報酬及び信託費用が含まれます。

（4）社外取締役に交付等が行われる当社株式等の数の算定方法及び上限

社外取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、付与されるポイント数により決定します。１ポイントにつき当社株式１株を交付するものとし、１ポイント未満の端数は切り上げます。ただし、本信託内の当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加又は減少した場合、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、１ポイント当たりの交付等が行われる当社株式の数及び下記の上限交付株式数を調整します。

社外取締役に付与されるポイント数は対象期間中の各事業年度の役位に基づき付与されるポイントの累計値で算定し、対象期間中に退任等で本制度対象者から外れた場合に付与されるポイント数は、在任期間等に基づき調整を行います。

各対象期間に関して社外取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限は、１年当たりに交付等される当社株式等の数6,000株に、対象期間の年数を乗じた当社株式等の数（改定後対象期間については12,000株）とします（以下「上限交付株式数」といいます。）。

（5）社外取締役に対する当社株式等の交付等の時期及び方法その他株式交付条件の概要

受益者要件を満たす社外取締役は、原則として対象期間終了後（対象期間中、任期満了等により退任した場合は退任後）、ポイント数の50％に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を本信託から受け、残りのポイント数に相当する株式数については本信託内で換価処分した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

信託期間中に社外取締役が死亡した場合、その時点のポイント数に相当する数の当社株式について、その全てを本信託内で換価処分した上で、当該社外取締役の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。また、信託期間中に社外取締役が国内非居住者となる場

合、その時点のポイント数に相当する数の当社株式について、その全てを本信託内で換価処分した上で、当該社外取締役が換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。
　なお、社外取締役に職務の重大な違反等があった場合には、株式を受ける権利を没収し、又は支給済の株式報酬相当の返還を求めることができるものとします。

（6）当社株式の取得方法
　本信託による当社株式の取得は、当社（自己株式処分）又は株式市場からの取得を予定しています。

（7）当社株式に関する議決権
　本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

（8）当社株式に係る剰余金の配当の取扱い
　本信託内の当社株式に係る配当は、社外取締役のポイントの累計値に応じて、対象期間中の各配当基準日における配当金額を踏まえ、上記（5）により交付等が行われる当社株式等とともに社外取締役に給付されます。剰余金の配当のうち、社外取締役への給付のために留保される部分を除いては、本信託の信託報酬及び信託費用に充てられます。

（9）その他の本制度の内容
　本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、当社の取締役会において定めます。

（ご参考）
本議案が承認可決された場合の対象取締役等に対する金員の上限及び交付等される当社株式等の数の上限

対象取締役等	１年当たりの金員の上限	対象期間（３事業年度の場合）に係る金員の上限
当社 取締役（社外取締役を除く）	133百万円	399百万円
当社 社外取締役	17百万円	51百万円
当社 執行役員	45百万円	135百万円
子会社取締役（社外取締役を除く）	173百万円	519百万円

対象取締役等	１年当たりに交付等される当社株式等の数の上限	対象期間（３事業年度の場合）に交付等される当社株式等の数の上限
当社 取締役（社外取締役を除く）	45,200株	135,600株
当社 社外取締役	6,000株	18,000株
当社 執行役員	15,300株	45,900株
子会社取締役（社外取締役を除く）	59,000株	177,000株

以上

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「感受性のスイッチを全開にする」というグループ理念のもと、ひとつひとつが異なる個性を持ったブランドを複数保有し、「お客さまとの直接的なつながりによる高いブランドロイヤリティ」、「スキンケア領域にリソースを集中した研究開発力」、「個々のブランドが互いに強いシナジー効果を発揮するマルチバリューチェーン戦略」をグループの強みと位置づけ、事業展開しております。基本的にグループ各社は自主自立経営を志向し、持株会社である当社は、グループ各社の経営に対する牽制機能を持つことで、当社グループ全体の経営の健全性確保と効率性向上により企業価値の向上に努めております。

併せて、当社グループは、コンプライアンスをCSR活動に組み込み、これを重視します。当社グループが社会の良き市民として、株主や取引先等様々なステークホルダーとの関係を深め、企業責任を果たし、信頼関係を構築することで、グループの永続的発展を実現してまいります。

また、当社グループでは、法令遵守、環境保全、株主との関係等について規定したポーラ・オルビスグループ「行動綱領」を策定し、全役員及び従業員がこの行動綱領の遵守を宣誓することとしております。

■ コーポレート・ガバナンス体制

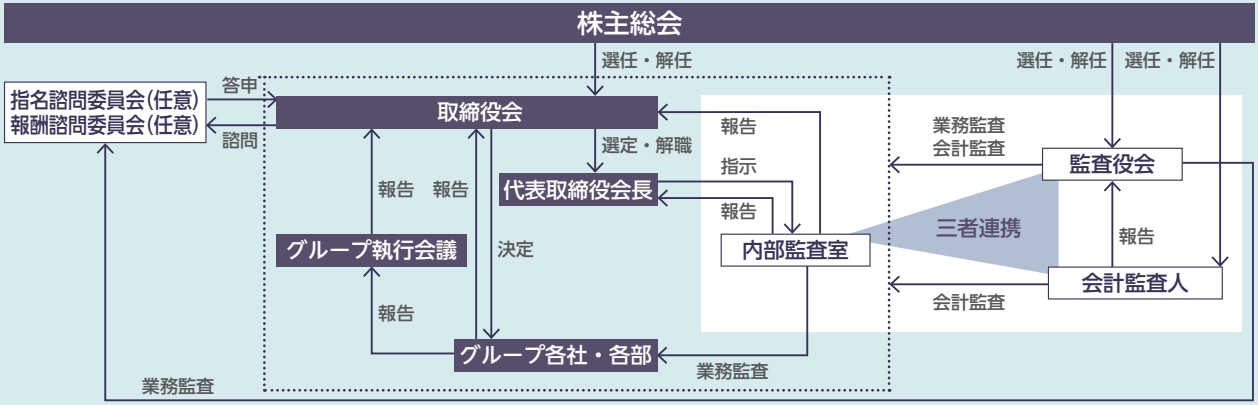

取締役候補者の選任方針及び選任手続き

取締役候補者については、当社グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することができる者として、グループの経営方針・経営戦略等への十分な理解を有し、多面的な視点や改革への柔軟な思考、専門性等を持つ人物であることに加え、「役員コンピテンシー」の評価に基づき、取締役会全体としての知識・経験・能力・多様性等のバランスを考慮して指名しております。

また、取締役候補者の選任の手続きについては、客観性、透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として、任意の指名諮問委員会を設置しております。指名諮問委員会における審議、答申を踏まえ、取締役会で決定の上、株主総会に議案を提出することとしております。なお、指名諮問委員会は過半数を社外取締役で構成し、委員長及び議長は取締役会から指名を受けた社外取締役が務めております。

指名諮問委員会 開催回数 4回

役割

当社取締役候補者の指名、執行役員の任命及び子会社等の取締役候補者の指名等、経営上重要な人事に関して取締役会から諮問を受け、審議し答申を行うことで、決定プロセスの客観性・透明性及び実効性を確保する役割を担っております。

構成員

決定プロセスの客観性・透明性・実効性を確保する観点から、審議事項に応じて構成員を決定しております。当社取締役候補者の指名、執行役員の任命並びに主要子会社の代表取締役の選解任等の特に重要な人事に関しては、構成員の過半数を社外取締役とし、委員長及び議長を社外取締役としています。

第19期に議論された主な事項

・取締役の指名に関する事項
・執行役員の任用に関する事項
・子会社等の取締役の指名及び執行役員の任用に関する事項

報酬諮問委員会 開催回数 8回

役割

当社の役員報酬の制度設計、当社取締役の報酬及び当社の子会社等の取締役、執行役員の報酬等について、取締役会から諮問を受け、審議し答申を行うことで、決定プロセスの客観性・透明性及び実効性を確保する役割を担っております。

構成員

決定プロセスの客観性・透明性・実効性を確保する観点から、審議事項に応じて構成員を決定しております。役員報酬制度の改定、当社取締役の報酬等の特に重要な審議事項に関しては、構成員の過半数を社外取締役とし、委員長及び議長を社外取締役としています。

第19期に議論された主な事項

・報酬制度に関する事項
・取締役及び執行役員の報酬に関する事項
・子会社等の取締役及び執行役員の報酬に関する事項

役員コンピテンシー

当社グループが経営環境の加速度的な変化へ対応し、持続的な成長を実現する上で、取締役及び経営陣に必要な行動特性要件10項目を「役員コンピテンシー」として定めております。2022年１月に再定義したコンピテンシーは、これまでの高業績者の行動特性をもとにした内容から、未来へ向けて我々はどうあるべきかという長期的視点と変革起点で項目を導き出し、設定いたしました。「人中心主義」、「進化」、「変革」を重視したコンピテンシーは当社グループらしいものになっております。

役員コンピテンシーモデル

クラスター	項目	定義
A Person-Centered Management グループの強みである “個”中心経営の体現	社会的意義の追求	社会的な貢献を果たす使命感から、社会起点の事業活動を推進し、信頼を獲得する
	美意識	自身の魅力あふれるパーソナリティを発揮することで、人間的・個性的なリーダーとして周囲にインパクトを与える
	多様性ある個人の尊重	個人の持つ力を信じ、個性を尊重し、一人ひとりを活かす
SHINKA 社会変化への感受性と 能動的な正常進化	長期的ビジョン	長期的な視点を持ち、将来のありたい姿、方向性を明確化し浸透させる
	市場・環境洞察力	社会環境の変化から、将来の市場を構想し、自社の役割や位置づけを正しく認識する
	変化指向	過去や社内の常識、固定概念にとらわれず自ら変化を創出し、能動的に進化の機会に繋げる
	外部ネットワーキング力	異分野における幅広い外部ネットワークを活用し、多様な視点を社内に効果的に取り込む
Value Creation 挑戦力による 企業価値創出の実現	機動力を高める判断	前例にとらわれず、タイムリーな判断を下すことで、組織の機動力を高める
	行動指向	完璧な裏付けが無くても失敗を恐れず、自分の想いを信じ、トライ&エラーを繰り返す・させる
	成果への情熱	内発的動機に根差した成し遂げたいことに向かって情熱を燃やし続ける

本定時株主総会後の取締役・監査役（予定）のスキル・マトリックス

当社における役職及び管掌領域	氏名	コンピテンシー上の強み／特に期待される業績行動			経験・専門性の強み／特に貢献が期待される領域									
		A person-Centered Management	SHINKA	Value Creation	企業経営（トップマネジメント）	海外事業	事業企画（事業創出）	ブランド事業マーケティング	研究開発	IT・デジタル	ESG	財務・会計	法務	HR
代表取締役会長	鈴木郷史	◎	◎	◎	●		●	●	●		●			
代表取締役社長	横手喜一	●	●	◎	●	●		●						
常務取締役 財務・法務・総務・IR担当	久米直喜	●	●	●		●	●				●	●	●	●
取締役 総合企画・IT・HR・事業開発担当	小川浩二	●		●			●			●	●			●
取締役 （ポーラ代表取締役社長）	小林琢磨	●	●	◎	●	●		●		●				
社外取締役	小宮一慶	–	–	–	●							●		
社外取締役	牛尾奈緒美	–	–	–							●			●
社外取締役	山本晶	–	–	–				●		●				
社外取締役	田中加陽子	–	–	–	●		●							●
社外取締役	谷口博基	–	–	–			●			●				
常勤監査役	豊田明	–	–	–			●		●					
社外監査役	佐藤明夫	–	–	–							●		●	
社外監査役	中村元彦	–	–	–						●	●	●		
社外監査役	鈴木恵美子	–	–	–						●		●		

（注）1．上記は各役員の有する全ての知見・経験を表すものではありません。
2．コンピテンシー上の強み／特に期待される業績行動において、行動発揮が期待される項目は「●」、特に期待される項目は「◎」を記載しております。

社外役員の独立性に関する判断の基準

社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」という。）又は社外役員候補者が、当社が合理的に可能な範囲で調査した結果、以下の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。

1. 当社及び当社の関係会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者（※1）又は過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
2. 当社グループを主要な取引先とする者（※2）又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先（※3）又はその業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（※4）を得ているコンサルタント、公認会計士、弁護士等の専門的な役務を提供する者
5. 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
6. 当社グループから多額の寄付（※4）を受けている者（当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
7. 当社の議決権の10％以上を直接又は間接的に保有する株主（当該株主が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
8. 過去３年間において上記２.～７.のいずれかに該当していた者
9. 上記２.～７.に該当する者（重要な地位にある者（※5））の近親者（※6）
10. その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

※1「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、その他の職員・従業員等
※2「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額が当該取引先の連結売上高の２％を超える者
※3「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額が当社グループの年間連結売上高の２％を超える者
※4「多額の金銭その他の財産」及び「多額の寄付」における「多額」とは、受領額が直近事業年度において1,000万円以上の場合
※5「重要な地位にある者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及びその他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者
※6「近親者」とは、配偶者、２親等以内の親族及び同居する親族

1. 当社グループの現況に関する事項

1　事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2024年１月１日～2024年12月31日）におけるわが国の経済は、雇用・所得環境が改善するもとで、景気は一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している状況です。また、名目賃金の改善傾向の継続等を背景に、個人消費は一部に足踏みが残るものの、このところ持ち直しの動きがみられております。

国内化粧品市場においては、緩やかな景気回復を背景に、個人消費が持ち直しております。また、円安基調の継続により、インバウンド需要の伸長が継続しております。中国市場においては、政策効果により供給の増加がみられるものの、景気は足踏み状態となっております。

このような市場環境のもと、2024年からスタートした中期経営計画（2024年から2026年）に基づき、４つの事業成長戦略「国内事業の顧客基盤強化、持続的成長と収益性改善」「海外事業の更なる成長と新市場での基盤確立」「育成ブランドの成長を伴う黒字化による持続的収益貢献」「ブランドポートフォリオ拡充と事業領域拡張」と、それを支える持続的な経営基盤の強化として「新価値創出に向けた研究開発力強化」「社会課題対応と独自性を兼ね備えたサステナビリティ強化」をテーマに掲げ、取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、主に基幹ブランドであるPOLAブランドの売上の減少を要因として前年同期比1.7％減の170,359百万円となりました。営業利益は売上高減による粗利の減少により、前年同期比14.1％減の13,810百万円、経常利益は前年同期比12.9％減の16,083百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比3.9％減の9,286百万円となりました。

1. 当社グループの現況に関する事項

売上高

170,359 百万円

（前年同期比 1.7％減）

（単位：百万円）

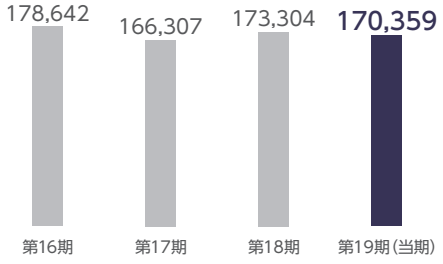

営業利益

13,810 百万円

（前年同期比 14.1％減）

（単位：百万円）

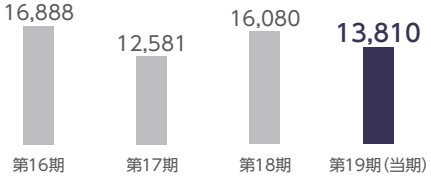

経常利益

16,083 百万円

（前年同期比 12.9％減）

（単位：百万円）

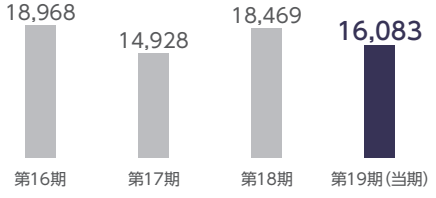

親会社株主に帰属する当期純利益

9,286 百万円

（前年同期比 3.9％減）

（単位：百万円）

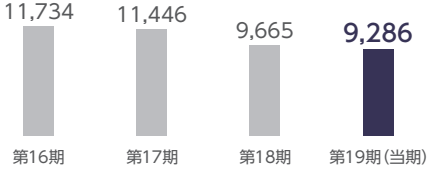

各事業別セグメントの業績は以下の通りであります。

1 ビューティケア事業

事業内容
- 化粧品・健康食品の製造及び販売等
- ファッション品の販売等

ビューティケア事業は、基幹ブランドとして「POLA」「ORBIS」を、海外ブランドとして「Jurlique」を、育成ブランドとして「DECENCIA」「THREE」「FUJIMI」を展開しております。

売上高

165,060百万円
（前年同期比2.0%減）

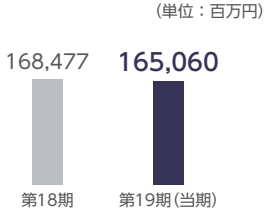

営業利益

14,926百万円
（前年同期比8.7%減）

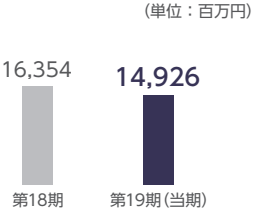

（注）第18期のビューティケア事業の売上高と営業利益には、H2O PLUSブランドの実績が含まれております。（2023年12月清算結了）

基幹ブランド

POLA

POLAブランドでは、エイジングケア・美白を中心とした高機能商品の投入による更なるブランド価値の向上と、中長期的な顧客基盤構築を進めております。国内事業では、新規顧客獲得から高LTV化までの転換促進を実現するブランド体験（One POLAモデル）の構築に取り組んでおります。2023年に始動した全ての販売チャネルを対象とするメンバーシッププログラム「ポーラ プレミアムパス」の浸透により、お客さまのチャネル回遊が始まりました。また、新商品を軸としたカウンセリング及びエステの強化や新たな肌分析のスタート等の顧客体験価値を高める活動により、委託販売チャネルでは成長店舗群が増収し、百貨店チャネルでは増収が継続しておりますが、委託販売チャネルの店舗数減少による顧客接点の縮小影響等により、国内事業全体で前年を下回る実績となりました。海外事業では、アフターコロナにおける事業回復と、最重点市場である中国におけるブランドプレゼンスの確立のためのハイプレステージ顧客層との接点拡充及びCRM強化に取り組んでおりますが、中国を中心とする一部のアジア地域における景気減速の影響が継続したことにより、海外事業全体で前年を下回る実績となりました。以上の結果、POLAブランドは前年を下回る売上高・営業利益となりました。

売上高

92,798百万円
（前年同期比 ↘）

営業利益

9,933百万円
（前年同期比 ↘）

ORBIS

ORBISブランドでは、高収益事業へと再成長を遂げるため、ブランド差別性の創出によるプレゼンス、顧客ロイヤリティの向上と、エイジングスキンケア「オルビスユーシリーズ」やシワ改善・美白ケア等、スキンケア顧客の拡大を進めております。国内事業では、スキンケアを軸にした直販事業の安定成長及び強固な利益基盤の構築と、未開拓市場への参入による新しい領域でのトップライン拡大に取り組んでおります。顧客基盤の安定化が進む直販チャネルでは、顧客数の増加が継続し、また高機能・高単価商品の好調が継続して顧客単価上昇に寄与したことにより、大幅な増収となりました。新たな成長ドライバーと位置づけ積極展開している外部チャネルでは、商材の拡張及び販路の拡大を進め、高い売上成長を維持しております。海外事業では、重点市場である中国において、引き続き顧客接点の拡大とブランド認知向上に注力しておりますが、中国における景気減速の影響が継続したことにより、海外事業全体で前年を下回る実績となりました。以上の結果、ORBISブランドは前年を上回る売上高・営業利益となりました。

売上高

48,190百万円

（前年同期比 ↗）

営業利益

8,306百万円

（前年同期比 ↗）

海外ブランド

Jurlique

Jurliqueブランドでは、引き続き、豪州及び中国を中心としたアジア市場での事業成長に向けた取り組みを進めております。本国である豪州においては、3月に発売した新製品が好調に推移し、百貨店・直営店・ECチャネルが堅調に推移したことにより、増収が継続しました。一方で、中国においては、景気減速の影響が継続し、とくに4月以降は百貨店・ECチャネルともに販売が落ち込んだことにより、前年を下回る実績となりました。

以上の結果、Jurliqueブランドは前年を下回る売上高となり、また、販売管理費の増加等により営業損失が拡大する結果となりました。

売上高

8,763百万円

（前年同期比 ↘）

営業利益

△2,461百万円

（前年同期比 ↘）

育成ブランド

DECENCIA THREE FUJIMI

DECENCIAブランドでは、顧客属性に応じた販売施策の強化等により安定した顧客基盤の構築が進み、前年を上回る実績で推移しております。

THREEブランドでは、ブランド再生への取り組みを進めております。差別性である「精油」を軸とした商品により店頭の活性化を図っておりますが、新規顧客の獲得が前年に及ばず、前年を下回る実績で推移しております。

FUJIMIブランドでは、顧客体験価値を高める取り組みにより前年を上回る実績で推移し、黒字化を実現しております。

以上の結果に加え、前年に２ブランドを撤退した影響もあり、育成ブランド全体では前年を下回る売上高となりました。また、新規事業への投資を行った影響等により、営業損失が拡大する結果となりました。

売上高

15,307百万円

（前年同期比 ↘）

営業利益

△851百万円

（前年同期比 ↘）

以上の結果、売上高（外部顧客に対する売上高）は165,060百万円（前年同期比2.0％減）、営業利益は14,926百万円（前年同期比8.7％減）となりました。

2 不動産事業

事業内容 ● 不動産の賃貸

不動産事業では、都市部のオフィスビル賃貸を中心に、魅力的なオフィス環境の整備による賃料の維持向上と空室率の低下に取り組むとともに、子育て支援に特化した賃貸マンション事業も展開しております。当連結会計年度は、前年を上回る売上高となりましたが、「ポーラ青山ビルディング」の竣工に伴う費用の計上や一部テナントの退去の影響等により、営業利益は前年を下回る結果となりました。

売上高

2,214 百万円

（前年同期比6.5％増）

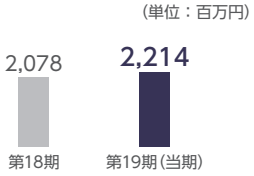

営業利益

76 百万円

（前年同期比82.5％減）

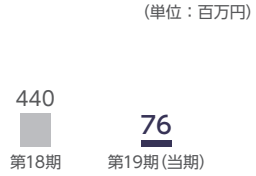

以上の結果、売上高（外部顧客に対する売上高）は2,214百万円（前年同期比6.5％増）、営業利益は76百万円（前年同期比82.5％減）となりました。

3 その他

事業内容 ● ビルメンテナンス事業

その他に含まれている事業は、ビルメンテナンス事業であります。

ビルメンテナンス事業は、主にビルの運営管理を行っております。当連結会計年度は、契約件数の増加等により、前年を上回る売上高・営業利益となりました。

売上高

3,085 百万円

（前年同期比12.3％増）

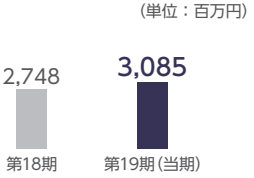

営業利益

231 百万円

（前年同期比54.7％増）

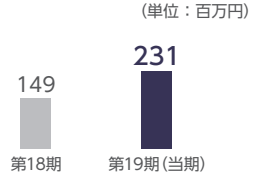

以上の結果、売上高（外部顧客に対する売上高）は3,085百万円（前年同期比12.3％増）、営業利益は231百万円（前年同期比54.7％増）となりました。

2 設備投資等の状況

当連結会計年度において、当社グループでは、全体で14,518百万円の設備投資を実施いたしました。ビューティケア事業については、製品製造工程の合理化、研究開発設備の強化、新製品対応及び新規出店、情報システム強化等に伴う投資を中心に8,197百万円の設備投資（注）を行いました。

また、不動産事業につきましては、当社グループが保有するビル等の運営維持及び青山ビル建替工事のため6,048百万円の設備投資を行いました。更に、全社資産として基幹システム等に270百万円の設備投資を行いました。

（注）有形固定資産、無形固定資産、長期前払費用への投資であります。

3 研究開発の状況

当社グループでは、グループの長期的発展の成長エンジンとなる新価値創出を加速するべく、主として当社（全社費用）及びビューティケア事業のセグメントにおいて、研究開発活動を行っております。

商品やサービスという形で、最新の美容理論及び効果の高い独自素材をお客さまに提供できるよう、技術面で牽引することを研究開発方針としております。研究開発活動の成果は、IFSCC（国際化粧品技術者会連盟）等の各種国際学会や学術誌、各ブランドが開催する新製品発表会等において独自性の高い研究内容が注目され、高い評価を得ております。

その結果、当連結会計年度における研究開発費の総額は5,103百万円となりました。

セグメントごとの研究開発活動は、以下の通りです。

❶当社（全社費用）

当社の「MIRC（Multiple Intelligence Research Center）」は、多様な美の価値観を調査し、中長期視点でグループが向かうべき美の方向性を示すことを担ってまいりました。情報探索を担う通称「ぶらぶら研究員」を起点に、イギリスに拠点を置くSTYLUS社等、企業や大学と連携しながら世界の次世代ニーズや美に関する情報を収集するとともに、オープンイノベーションの促進や投資案件を探索しております。2024年からは、NSG BioLabs（所在地：シンガポール）と湘南ヘルスイノベーション（略称：湘南アイパーク、所在地：神奈川県藤沢市）にそれぞれ新たな研究拠点を設立し、横浜研究所を含む３拠点研究体制を開始しました。また、共同研究や協業は、ポーラ化成工業株式会社の「FRC（Frontier Research Center）」において、ユニバーサルマテリアルズインキュベーター株式会社（UMI）やペプチドリーム株式会社、イギリス ヨーク大学、国立長寿医療研究センターをはじめとするパートナーとの間で、約20件が進行しております。更に2025年からは、

ポーラ化成工業株式会社に研究戦略の機能を移し、研究戦略と研究実行のシームレス化を図ることで価値創出までの迅速化を進めます。

当連結会計年度における研究開発費の金額は、783百万円となりました。

❷ビューティケア事業

主たる研究開発は、ポーラ化成工業株式会社にて実施しております。「FRC」では、「MIRC」で決定した中長期的な研究戦略に基づき、Science、Life、Communicationの３つの重点研究カテゴリにおいて、化粧品の基礎研究だけでなく、化粧品の枠を超える新価値創造に向け、最先端科学の深耕・新領域の開拓を行っております。また、製品開発に特化した製品設計開発部では、新原料成分や剤型の検討、製品設計・開発、製品の安全性・安定性・有効性評価及び品質確保を担当し、お客さまのニーズに迅速に応え、精度の高い製品づくりを進めております。更に、研究・開発・生産を連動させた新たな技術開発拠点として「新剤型研究機能の強化」と「高付加価値商品の生産機能」を担うべく2024年に新設した「TDC（Technical Development Center)」は、本格稼働をスタートしております。

Jurliqueブランドの製品に関しては、Jurlique International Pty. Ltd. のサウスオーストラリア州マウントバーカーにて研究開発を行っております。「農園から生まれる化粧品」に重点を置き、自社農園にてバイオダイナミック無農薬有機農法で育てた植物から独自の方法で成分を抽出することで、ピュアでパワフルな化粧品の開発を行っております。

当連結会計年度における研究開発費の金額は、4,320百万円となりました。

4　資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

5　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

6　中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

2024年からスタートした今中期経営計画は、長期経営計画・VISION 2029の実現に向けた２ndステージとして、「再挑戦と成長基盤確立の3年間」と位置づけ、ブランドをより先鋭化して国内利益創出力を強化し、海外や新事業等の成長領域への投資に取り組んでおります。

2026年の経営指標は、以下の通りです。
・連結売上高 2,000億円（年平均成長率５％：国内+４％・海外+12%、海外売上高比率20%）
・連結営業利益率 12～13%
・ROE 10%以上
・連結配当性向 60%以上

成長戦略ごとの取り組みは、以下の通りです。

❶国内事業の顧客基盤強化、持続的成長と収益性改善

●POLAブランド「成長軌道への回帰に向けた事業基盤の構築」

・委託販売チャネル
ポーラサロンのブランド価値向上を実現。コンセプト・出店地域の成長性を精査し、新サロン出店計画をアップデート、2027年に累計180店の展開を目指す
・百貨店・EC・BtoB・新チャネル
カウンセリング、タッチアップを通じたブランド体験を軸に新規顧客獲得、エンゲージメントを強化
ホテルアメニティの取り扱い施設数を増加
化粧品専門店への出店による顧客接点の拡充
・ブランドプレゼンス向上
強力な新商品投入と各シリーズのミッション・ターゲット、商品の位置付けをより明確化した商品展開で、新規顧客獲得とクロスセルによるLTV向上を図る
・チャネルシームレスな顧客体験の実現
顧客データの活用やOMO推進により顧客体験を拡張。チャネルをまたいだ購買導線を整備し、顧客継続率を高める

●ORBISブランド「顧客定着とLTV向上に注力することで更なる高収益体質を目指す」

・顧客とのタッチポイント拡大
ブランドの根幹である高機能・高付加価値スキンケアの更なる高付加価値化及びブランドプレゼンス向上
ベースメイク拡充によるクロスセル強化
外部チャネルの専用商材拡張及び顧客接点拡大による認知拡大・潜在顧客獲得
・顧客基盤の強化
顧客データを活用し、購買履歴ベースのコミュニケーションから行動・価値観ベースのコミュニケーションへ転換、エンゲージメント強化とLTV向上を図る

❷海外事業の更なる成長と新市場での基盤確立

●POLAブランドの中国事業における戦略再構築

・景況影響・不採算店の整理により2025年は減収見通し、中国事業は収益性改善を優先
・出店戦略を見直し、ハイプレステージ層との接点創出によるターゲット顧客の獲得とLTV向上を狙う

●POLAブランドのASEANにおける事業拡大

・顧客接点の拡大を進め、海外事業の成長ドライバーとする
・各地域の文化や習慣に合わせたコミュニケーションによる顧客獲得

●Jurliqueブランドの早期黒字化に向けた構造改革

・構造改革：損益分岐点の引き下げに向け徹底的なコストの見直し
重複する機能の集約等による組織体制の簡素化・縮小
不採算店舗の閉鎖
在庫管理プロセスの改善
SKU数の最適化
・ブランドプレゼンス確立
商品の効能・効果の訴求
フェイスオイルのスター商品化の推進を継続
スパのリニューアルによるブランド体験の向上

❸育成ブランドの成長を伴う黒字化による持続的収益貢献

●DECENCIAブランド

・顧客データを活用した顧客定着施策の実行を推進、更なる成長に向けて安定した顧客構造を構築
・新規顧客獲得の好調を維持しながら、スター商品の育成や敏感肌に関する発信強化によりロイヤリティの高い顧客獲得に注力

●THREEブランド

・顧客基盤強化に向け、差別性である「精油」によるホリスティックなアプローチを推進し、高い継続率とLTVが見込める顧客獲得に注力
・SKU数の絞り込み、「精油」を軸とした商材拡充でホリスティック商材強化
・顧客接点の見直し、体験型店舗をオープンしブランド価値への共感につながる顧客接点づくり

●FUJIMIブランド

・2024年に黒字化を実現、更なる事業規模の拡大を目指す
・女性の美容・健康意識を捉えたパーソナライズプロテインを軸にオフライン接点も強化し、新規顧客を獲得、新商品の継続投入で顧客稼働率を向上

7 財産及び損益の状況の推移

区分		第16期 2021年12月期	第17期 2022年12月期	第18期 2023年12月期	第19期 (当連結会計年度) 2024年12月期
売上高	(百万円)	178,642	166,307	173,304	**170,359**
営業利益	(百万円)	16,888	12,581	16,080	**13,810**
売上高営業利益率	(%)	9.5	7.6	9.3	**8.1**
経常利益	(百万円)	18,968	14,928	18,469	**16,083**
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	11,734	11,446	9,665	**9,286**
１株当たり当期純利益	(円)	53.04	51.74	43.69	**41.97**
総資産額	(百万円)	208,039	205,935	201,207	**200,320**
純資産額	(百万円)	173,267	171,459	168,398	**164,916**
１株当たり純資産額	(円)	781.11	772.60	758.49	**744.16**
ROE	(%)	6.9	6.7	5.7	**5.6**
自己資本比率	(%)	83.1	83.0	83.4	**82.2**

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. １株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年３月31日) 等を2022年12月期の期首から適用しており、2022年12月期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 当社は、2019年12月期より、役員報酬BIP信託を導入しており、期末自己株式数及び期中平均株式数の算定上控除する自己株式には、当該信託が保有する当社株式が含まれております。

8 重要な親会社及び子会社の状況

❶親会社との関係

該当事項はありません。

❷重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ポーラ	110	100.0%	化粧品及びファッション品の販売等
POLA COSMETICS（THAILAND）CO., LTD.	4,700 千タイバーツ	48.9%	化粧品の販売等
寶麗化粧品（香港）有限公司	100 千香港ドル	100.0%	化粧品の販売等
上海宝麗妍貿易有限公司	32,634 千米ドル	100.0%	化粧品の販売等
臺灣保麗股份有限公司	160,000 千ニュー台湾ドル	100.0%	化粧品の販売等
宝麗（中国）美容有限公司	20,000 千米ドル	100.0% (100.0)	化粧品の販売等
宝麗美容電子商務（広州）有限公司	1,000 千中国元	100.0% (100.0)	化粧品の販売等
オルビス株式会社	110	100.0%	化粧品及びファッション品の販売等
台灣奥蜜思股份有限公司	60,000 千ニュー台湾ドル	100.0%	化粧品の販売等
奥蜜思商貿（北京）有限公司	29,880 千米ドル	100.0%	化粧品の販売等
Pola Orbis Jurlique Holdings Pty Ltd	339,209 千豪ドル	100.0%	持株会社
Pola Orbis Jurlique Pty Ltd	338,709 千豪ドル	100.0% (100.0)	持株会社
Jurlique International Pty. Ltd.	117,602 千豪ドル	100.0% (100.0)	化粧品の研究・製造・販売等
J.&J. Franchising Pty. Limited.	100 豪ドル	100.0% (100.0)	化粧品の販売等
Jurlique Holistic Skin Care, Inc.	500 米ドル	100.0% (100.0)	化粧品の販売等
ジュリーク・ジャパン株式会社	100	100.0% (100.0)	化粧品の販売等
Jurlique Hong Kong Limited	7,710 千香港ドル	100.0% (100.0)	化粧品の販売等

1. 当社グループの現況に関する事項

会社名	資本金（百万円）	議決権比率	主要な事業内容
Profit Joy Corporation Limited	1 香港ドル	100.0% (100.0)	持株会社
茉莉蔻澳門一人有限公司	25 千マカオパタカ	100.0% (100.0)	化粧品の販売等
北京茉莉蔻商貿有限公司	8,000 千米ドル	100.0% (100.0)	化粧品の販売等
Jurlique Taiwan Inc.	7,000 千中国元	100.0% (100.0)	化粧品の販売等
POLA ORBIS Travel Retail Limited	1,500 千香港ドル	100.0%	化粧品の販売等
株式会社ＤＥＣＥＮＣＩＡ	110	100.0%	化粧品の販売等
株式会社ＡＣＲＯ	100	100.0%	化粧品の販売等
トリコ株式会社	96	100.0%	健康食品の販売等
ポーラ化成工業株式会社	110	100.0%	化粧品の研究・製造・販売等
株式会社ポーラメディカル	100	100.0%	美容医療領域の化粧品販売等
宝麗奥蜜思（上海）企業管理有限公司	7,000 千米ドル	100.0%	化粧品の販売等
株式会社ピーオーグローバル	100	100.0%	化粧品の販売等
株式会社エクスプレステージ	80	100.0% (100.0)	化粧品の販売等
株式会社ピーオーリアルエステート	100	100.0%	不動産物件の賃貸等
株式会社ピーオーテクノサービス	20	100.0% (100.0)	ビルメンテナンス業等
株式会社シノブインシュアランスサービス	1	100.0% (100.0)	保険代理店業
株式会社ＥＮＢＡＮ	100	100.0% (100.0)	化粧品の販売等

（注）１．議決権の所有割合（　）内は、間接所有割合で内数であります。
２．Jurlique Taiwan Inc.は2024年９月９日、宝麗奥蜜思（上海）企業管理有限公司は2024年１月２日、株式会社ピーオーグローバルは2024年７月１日に新規設立しております。
３．株式会社ＥＮＢＡＮは、2024年12月27日に解散を決議しております。

❸当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

9 主要な事業所

❶当社の事業所

本社　　東京都中央区銀座一丁目７番７号
（登記上の本店所在地　東京都品川区西五反田二丁目２番３号）

❷主要な子会社の事業所

●株式会社ポーラ
本社　　東京都品川区西五反田二丁目２番３号
●オルビス株式会社
本社　　東京都品川区平塚二丁目１番14号
●ポーラ化成工業株式会社
本社・研究所・工場　神奈川県横浜市戸塚区柏尾町560番地
（登記上の本店所在地　静岡県袋井市愛野1234番地）
袋井工場　　静岡県袋井市愛野1234番地

10 従業員の状況

❶当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,021名	△25名

（注）1. 従業員数は就業人員（派遣出向者を除き、受入出向者を含む）であります。
2. 上記従業員数には、臨時従業員（1,703名）は含んでおりません。
なお、臨時従業員は、パートタイマー・アルバイト、派遣社員等であります。
3. 臨時従業員の人員数につきましては、１日８時間勤務を１名とし、１年間の総労働時間と稼働日数に基づき算出しております。

❷当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
314名	+36名	42.9歳	4.5年

（注） 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（59名）は含んでおりません。

11 その他当社グループの現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

1 発行可能株式総数　800,000,000株

2 発行済株式の総数　229,136,156株

（注）　上記には、自己株式7,525,728株が含まれております。

3 株主数　126,355名

4 上位10名の株主の状況

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
公益財団法人ポーラ美術振興財団	78,616	35.5
鈴　木　郷　史	48,824	22.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	11,277	5.1
中　村　直　子	4,770	2.2
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	4,244	1.9
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,948	1.3
鈴　木　宏　美	2,732	1.2
THE BANK OF NEW YORK 133612	1,902	0.9
JPモルガン証券株式会社	1,862	0.8
公益財団法人ポーラ伝統文化振興財団	1,800	0.8

（注）1.　上記の他、当社の保有する自己株式が7,525千株あります。なお、当社は役員報酬BIP信託を導入しておりますが、当該信託が保有する当社株式は自己株式に含めておりません。
2.　持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は小数点以下第二位を四捨五入して表示しております。
3.　持株比率は自己株式を控除した発行済株式の総数で算出しております。

5 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

区分	株式の種類及び数		交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式	0株	0名
社外取締役	当社普通株式	5,526株	3名
監査役	当社普通株式	0株	0名

（注）上記交付株式のうち、2,826株は金銭換価し、換価処分金相当額を対象者に給付しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

1 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

発行決議日	新株予約権の発行価額	新株予約権の行使時の払い込み金額	新株予約権の行使条件	新株予約権の行使期間	2024年12月31日現在保有状況		
					保有者数	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数
2012年3月30日	金銭の払い込みを要しない	1株当たり1円	注	2012年4月17日～2042年4月16日	当社取締役（社外取締役を除く）2名	662個	普通株式26,480株
2013年3月29日	金銭の払い込みを要しない	1株当たり1円	注	2013年4月16日～2043年4月15日	当社取締役（社外取締役を除く）2名	460個	普通株式18,400株
2014年3月28日	金銭の払い込みを要しない	1株当たり1円	注	2014年4月15日～2044年4月14日	当社取締役（社外取締役を除く）2名	376個	普通株式15,040株
2015年3月27日	金銭の払い込みを要しない	1株当たり1円	注	2015年4月14日～2045年4月13日	当社取締役（社外取締役を除く）2名	258個	普通株式10,320株
2016年3月31日	金銭の払い込みを要しない	1株当たり1円	注	2016年4月16日～2046年4月15日	当社取締役（社外取締役を除く）3名	268個	普通株式10,720株
2017年4月3日	金銭の払い込みを要しない	1株当たり1円	注	2017年4月19日～2047年4月18日	当社取締役（社外取締役を除く）3名	235個	普通株式9,400株
2018年3月28日	金銭の払い込みを要しない	1株当たり1円	注	2018年4月13日～2048年4月12日	当社取締役（社外取締役を除く）3名	91個	普通株式3,640株

（注）1. 新株予約権の割当を受けた者は、当社及び当社子会社のいずれの取締役の地位をも喪失した日の翌日から15年を経過する日までの間に限り行使できるものとします。ただし、当該15年を経過する日が上記の新株予約権の行使期間を超える場合には、当該行使期間の末日までとします。

2. 2017年4月1日付で、当社普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は調整されております。

2 当事業年度中において当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位		氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長		鈴　木　郷　史	株式会社ポーラ　会長
代表取締役社長		横　手　喜　一	
常務取締役		久　米　直　喜	財務・法務・総務担当 ポーラ化成工業株式会社　取締役
取締役		小　川　浩　二	総合企画・IT・HR・事業開発担当 株式会社ポーラ　取締役 Jurlique International Pty. Ltd.　取締役
取締役		小　林　琢　磨	オルビス株式会社　代表取締役社長 トリコ株式会社　取締役
社外取締役	独立	小　宮　一　慶	株式会社小宮コンサルタンツ本社　代表取締役 株式会社小宮コンサルタンツ　代表取締役
社外取締役	独立	牛　尾　奈緒美	明治大学　情報コミュニケーション学部　教授 明治大学　情報コミュニケーション学部　ジェンダーセンター　センター長 第一生命保険株式会社　社外取締役 株式会社しずおかフィナンシャルグループ　社外取締役 はごろもフーズ株式会社　社外取締役
社外取締役	独立	山　本　　晶	慶應義塾大学　商学部　教授 株式会社エムティーアイ　社外取締役
監査役（常勤）		河　本　秀　樹	
社外監査役	独立	佐　藤　明　夫	佐藤総合法律事務所　弁護士 株式会社U-NEXT HOLDINGS　社外取締役
社外監査役	独立	中　村　元　彦	税理士法人舞　社員 千葉商科大学会計大学院　会計ファイナンス研究科　教授 千葉商科大学　会計教育研究所　所長

（注）1. 取締役小宮一慶氏、牛尾奈緒美氏及び山本晶氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。なお、各氏は東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員であります。
2. 監査役佐藤明夫氏及び中村元彦氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員であります。
3. 監査役（常勤）河本秀樹氏は、当社財務室長を経験しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役佐藤明夫氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役中村元彦氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当期中の役員異動
①取締役牛尾奈緒美氏は、2024年６月26日付ではごろもフーズ株式会社社外監査役を退任し、同日付で同社社外取締役に就任しております。
②取締役小林琢磨氏は、2024年12月31日付でオルビス株式会社代表取締役社長を退任しております。
③取締役小林琢磨氏は、2024年12月31日付でトリコ株式会社取締役を退任しております。
7. 決算期後の役員異動
①取締役小林琢磨氏は、2025年１月１日付で株式会社ポーラ代表取締役社長に就任しております。
②常務取締役久米直喜氏は、2025年１月１日付で管掌を財務・法務・総務・IR担当に変更しております。
③常務取締役久米直喜氏は、2025年１月１日付でオルビス株式会社取締役に就任しております。
8. 当社は、執行役員制度を採用しており、当連結会計年度末において、グループ研究・知財薬事センター担当執行役員に末延則子氏、グローバルマネジメント担当執行役員に田端孝紘氏、広報・IR・CSR・サステナビリティ推進担当執行役員に橋直孝氏、グループQCD担当執行役員に千葉真也氏が就いております。なお、2024年12月31日付で末延則子氏、橋直孝氏は退任、2025年１月１日付で千葉真也氏はグループQCD・知財・薬事・サステナビリティ推進担当に変更しております。
9. 当社は、経営と執行の連携を担う上席執行役員を設置し、当連結会計年度末において、株式会社ポーラ代表取締役社長及川美紀氏（グループダイバーシティ担当）、ポーラ化成工業株式会社代表取締役社長片桐崇行氏が就いております。なお、2024年12月31日付で及川美紀氏は退任、2025年１月１日付でオルビス株式会社代表取締役社長山口裕絵氏が就任しております。
10. 当社は、重要な兼職先との関係において特記すべき事項はございません。

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款規定に基づき、当社は社外取締役小宮一慶氏、牛尾奈緒美氏及び山本晶氏、社外監査役佐藤明夫氏及び中村元彦氏と責任限定契約を締結しております。当該契約において、これらの５氏がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。

3　役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等です。

4　報酬の決定方針及び手続き

当社グループの役員報酬の決定方針及び手続きは、以下の通りです。

❶基本的な考え方

当社グループでは、役員報酬をグループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するための重要な手段の一つとして位置づけております。

持株会社である当社は、グループ経営全体に係る意思決定と業務執行に対する監督を主な職務とする当社取締役等と、当社から業務執行権限を委譲された子会社取締役、それぞれの業務執行に対する役割、責任を明確にしており、役員報酬については当該業務執行領域における業績等の結果責任を負うものであるとともに、短期のみならず中長期の業績達成を強く動機付けるものとしております。

また、役員報酬と株式価値の連動性をより明確にすることで、株主の皆さまとの利害共有をより一層図れるものであることを志向しております。

❷報酬水準

当社グループの経営環境及び外部の市場に対する競争力を考慮し、国内外の同業又は同規模の他企業と比較した上、各人の役割・責任の大きさに見合う報酬水準を設定しております。

❸報酬構成

当社グループの役員報酬の構成は、次ページに記載の通りです。

■ 報酬構成

取締役／執行役員

当社グループの役員報酬は固定報酬である基本報酬と、変動報酬である業績連動型の年次賞与及び中長期インセンティブ（業績連動型株式報酬）で構成されています。
年次賞与は会社業績目標の達成度と個人業績目標の達成度に応じて支給される報酬です。また、特別なミッションを担う役員を対象とした報酬制度として「ミッション加算※」を導入しています。

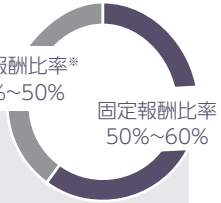

固定報酬	基本報酬	● 各役員の職責、管掌領域の役割に基づき設定される等級区分ごとに基本報酬を支給。
業績連動報酬等	業績目標の達成度に応じて、等級区分ごとの基準額の0%～200%の範囲で支給	
	年次賞与※	● 単年度の業績目標達成へのインセンティブとして、当社グループの単年の業績目標の達成度に応じて支給される報酬。 ● 業績指標は、年度ごとに会社の財務項目（売上・利益・キャッシュフロー等）・非財務項目及び個人業績目標から設定。
	中長期インセンティブ（業績連動型株式報酬）	● 中長期的な業績目標の達成及び企業価値向上へのインセンティブとして、当社グループの中期経営計画等の業績目標の達成度に応じて支給される報酬。株主との利害共有をより一層図ることを目的として、当社株式を支給。 ● 業績指標は、中期経営計画ごとにグループ連結の財務項目（売上・利益・ROE等）・非財務項目から設定。

※ ミッション加算について
グループ経営における特別なミッションについて、対象者・テーマ・加算額を、報酬諮問委員会で議論し、委員会の答申により取締役会で決定。
年度ごとにミッションテーマに沿ったKPIを定め、その達成度合いを報酬諮問委員会で評価、0% ～ 100%の範囲で加算支給。
右上の変動報酬比率40% ～ 50%は、ミッション加算を含まない比率を記載。ミッション加算を含む変動報酬比率は40% ～ 65%。

社外取締役

監督機能を有効に機能させるため、固定報酬である基本報酬と中長期インセンティブ（非業績連動型株式報酬）で構成されています。

固定報酬	基本報酬	●役位に基づき、基本報酬を支給。
	中長期インセンティブ（非業績連動型株式報酬）	● 中長期的な企業価値向上へのインセンティブとして、また、株主との利害共有をより一層図ることを目的として支給される株式報酬。 ● 業績に応じた変動はなし。

❹報酬の決定手続き

当社では、役員報酬の決定プロセスにおける客観性、透明性を確保するため、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役が過半数を占め、かつ、社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会を設置しております。

当社グループの役員報酬は、報酬諮問委員会での審議、答申を踏まえ、株主総会において決議された報酬枠の範囲内で取締役会が決定しております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針についても報酬諮問委員会での諮問、答申により取締役会が決定しており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、報酬諮問委員会で十分な審議を行い、当該決定方針に基づいた合理的な算出方法及び過程である旨を取締役会に答申しております。取締役会は、以上の決定手続きを経ていること、及び報酬諮問委員会からの答申の内容に鑑み、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、決定方針に沿うものであると判断しております。

❺監査役報酬の方針・手続き

監査役は客観的立場から取締役の職務の執行を監査する役割を担うことから、基本報酬のみで構成し、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。

5 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	固定報酬	業績連動報酬等		合計
			賞与	株式報酬	
取締役 （うち社外取締役）	8名 (3名)	138百万円 (31百万円)	51百万円 (-百万円)	38百万円 (-百万円)	228百万円 (31百万円)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	39百万円 (16百万円)	-百万円 (-百万円)	-百万円 (-百万円)	39百万円 (16百万円)
合計	11名	178百万円	51百万円	38百万円	268百万円

（注）1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 報酬等の額は、原則として当事業年度に費用計上した金額を記載しております。
3. 取締役（うち社外取締役）の固定報酬には、非業績連動型の株式報酬5百万円が含まれます。
4. 賞与は、単年度の業績目標達成へのインセンティブとして、当社グループの業績目標の達成度に応じて支給される報酬です。当事業年度に係る賞与の業績指標については、当社グループの事業成長及び株主価値の創出に対する意識を高めるため、連結売上高・連結営業利益・親会社株主に帰属する当期純利益等を用いており、主な業績指標の実績は【連結売上高：170,359百万円】【連結営業利益：13,810百万円】【親会社株主に帰属する当期純利益：9,286百万円】となります。
5. 株式報酬は当社グループの中長期的な企業価値向上への貢献意識を高め、株主の皆さまとの利害共有をより一層図ることを目的として、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」といいます。）と称される仕組みを採用しております。BIP信託は、中期経営計画の対象期間において取締役の役位等に基づき付与されるポイントを累計し、対象期間の終了後に会社業績の目標達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を対象の取締役等に交付及び給付するものです。

6 取締役及び監査役が当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	1名 (-名)	28百万円 (-百万円)
監査役 （うち社外監査役）	-名 (-名)	-百万円 (-百万円)
合計	1名	28百万円

7 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議

当社では、2019年３月26日開催の第13期定時株主総会の決議により、当社役員の報酬枠を次の通り決議しております。

	金銭報酬		株式報酬	当該総会終結時点における対象人数
	基本報酬	年次賞与		
取締役 （うち社外取締役）	年額500百万円以内（＊） （うち100百万円以内）	— —	１年当たりの拠出金員上限140百万円以内 （うち７百万円以内）	6名 （うち2名）
監査役	年額100百万円以内	—	—	3名

（＊） 使用人兼務取締役の使用人分給与は除きます。
（注） 上記の株式報酬について、１年当たりに交付等される当社株式等の上限は、取締役47,600株（うち社外取締役2,400株）となります。

8 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況及び社外取締役の果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要は、以下の通りです。

❶社外取締役

氏　　名	取締役会への出席状況	主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
小　宮　一　慶	18回／19回 (95%)	取締役会・経営陣から独立した立場で当社グループの経営全体を俯瞰し、本質的な課題やリスクを把握した上での助言・提言等、当社グループの企業価値の向上に資する発言を積極的に行う他、会社経営における豊富な知識と経験から、当社の経営全般に対する的確な助言や提言、業務執行に対する監督等を積極的に行っております。また、取締役及び経営陣幹部の指名決定プロセスにおいて、任意の指名諮問委員会の委員長及び議長を務め、適切な人材評価、人材配置を通じ、当社の人材戦略・育成計画において、豊富で優れた知見を発揮しております。社外役員のみが出席する独立社外役員ミーティングでは、当社グループにおいて中・長期的に対処すべき課題等について、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、社外役員の相互コミュニケーションを深めることで、取締役会での議論の活性化に向けて取り組んでおります。
牛　尾　奈緒美	19回／19回 (100%)	取締役会・経営陣から独立した立場で当社グループの経営全体を俯瞰し、本質的な課題やリスクを把握した上での助言・提言等、当社グループの企業価値の向上に資する発言を積極的に行う他、人的資源管理・経営管理の専門家として、当社の人材育成やダイバーシティの推進等に関する的確な助言や提言、業務執行に対する監督等を積極的に行っております。また、取締役、経営陣幹部の報酬決定プロセスにおいて、任意の報酬諮問委員会の委員長及び議長を務め、業務執行の適切な評価等を通じ、取締役及び経営陣幹部の監督を行っております。また、当社の子会社へのモニタリング機能の強化を担い、主要子会社の経営会議、取締役会等への出席を通じ、子会社に対する監督強化に関しても重要な役割を果たしております。社外役員のみが出席する独立社外役員ミーティングでは、当社グループにおいて中・長期的に対処すべき課題等について、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、社外役員の相互コミュニケーションを深めることで、取締役会での議論の活性化に向けて取り組んでおります。
山　本　　晶	19回／19回 (100%)	取締役会・経営陣から独立した立場で当社グループの経営全体を俯瞰し、本質的な課題やリスクを把握した上での助言・提言等、当社グループの企業価値向上に資する発言を積極的に行う他、マーケティング戦略、消費者行動の専門家として、豊富で優れた知見に基づき、的確な助言や提言、業務執行に対する監督等を積極的に行っております。また、取締役及び経営陣幹部の指名決定プロセス並びに報酬決定プロセスにおいて、任意の指名・報酬諮問委員会の委員を務め、人材及び職務執行の適切な評価を通じ取締役及び経営陣幹部の監督を行っております。また、当社の子会社へのモニタリング機能の強化を担い、主要子会社の経営会議、取締役会等への出席を通じ、子会社に対する監督強化に関しても重要な役割を果たしております。社外役員のみが出席する独立社外役員ミーティングでは、当社グループにおいて中・長期的に対処すべき課題等について、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、社外役員の相互コミュニケーションを深めることで、取締役会での議論の活性化に向けて取り組んでおります。

❷社外監査役

氏　　名	取締役会及び監査役会への出席状況	主な活動状況
佐　藤　明　夫	取締役会 15回／19回 (79%) 監査役会 17回／17回 (100%)	企業法務に精通した弁護士としての豊富な経験に基づき、専門的見地から、取締役会等の場において経営上・事業上のリスク等に関する事項について指摘する等、合理的で偏ることのない審議を実施していくために必要な発言を行う他、グループ監査役協議会への出席を通じ、子会社各社の監査役の職務遂行状況について報告を求め、子会社各社の経営上・事業上の課題やリスク等を把握した上で、当社の経営、職務執行の監査・監督を行っております。また、会計監査人との定期的な会合や当社の内部監査部門との連携によりコーポレート・ガバナンスの一層の向上に向けて、重要な役割を担う他、当社の子会社へのモニタリング機能の強化を担い、主要な子会社の経営会議、取締役会等への出席を通じ、子会社に対する監督強化に関しても重要な役割を果たしております。社外役員のみが出席する独立社外役員ミーティングでは、当社グループにおいて中・長期的に対処すべき課題等について、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、社外役員の相互コミュニケーションを深めることで、取締役会での議論の活性化に向けて取り組んでおります。
中　村　元　彦	取締役会 18回／19回 (95%) 監査役会 17回／17回 (100%)	公認会計士及び税理士としての豊富な経験に基づき、専門的見地から、取締役会等の場において当社が抱える主として財務上のリスクへの対応について指摘する等、合理的で偏ることのない審議を実施していくために必要な発言を行う他、グループ監査役協議会への出席を通じ、子会社各社の監査役の職務遂行状況について報告を求め、子会社各社の経営上の課題やリスク等を把握した上で、当社の経営、職務執行の監査・監督を行っております。また、会計監査人との定期的な会合や当社の内部監査部門との連携によりコーポレート・ガバナンスの一層の向上に向けて、重要な役割を担う他、当社の子会社へのモニタリング機能の強化を担い、主要な子会社の経営会議、取締役会等への出席を通じ、子会社に対する監督強化に関しても重要な役割を果たしております。社外役員のみが出席する独立社外役員ミーティングでは、当社グループにおいて中・長期的に対処すべき課題等について、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、社外役員の相互コミュニケーションを深めることで、取締役会での議論の活性化に向けて取り組んでおります。

5. 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

（注） 当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けている海外の子会社があります。

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

❶当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 46百万円

❷当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 137百万円

（注）1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、報酬単価及び監査工数の水準等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3 非監査業務内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

4 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条第１項各号に則り、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行がある等、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認めるときには、当該会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定し、取締役会の決議により当該議案を株主総会に提出します。

6. 会社の体制及び方針

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ企業における業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムに関する基本方針」）の取締役会決議の内容の概要は以下の通りであります。

❶当社及びグループ企業における取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程に従い、取締役会は月１回以上開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

職務権限規程、業務分掌規程に基づき、職務の執行を行い、これらの規程及びグループ執行会議規程、関係会社管理規程、予算管理規程、中期経営計画管理規程等に基づき、適切な審議、決定、報告手続を行う。更に、内部統制に関する重要課題については取締役会にて適切に審議、決定を行う。コンプライアンス、CSR、サステナビリティに関する重要課題についてはグループCSR委員会にて、適切に審議を行い、グループCSR委員会規程及び職務権限規程に基づき決定手続を行う。リスク管理に関する重要課題についてはリスクマネジメント会議にて、適切に審議を行い、リスクマネジメント規程に基づき決定手続きを行う。

❷取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る取締役会議事録、各種会議審議録等の情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、適切に保存する。取締役、監査役から、これらの文書等の閲覧請求があった場合は、直ちにこれに対応する。

❸当社及びグループ企業における損失危険管理に関する規程その他の体制

取締役会直下にリスクマネジメント会議を設置し、戦略上・業務上等の企業活動に関するリスクをグループ横断的に管理・運営する。

当社及びグループ企業はリスク管理規程に従い、事業上のリスク管理を適切に行う。緊急事態が発生した場合は、クライシスコントロール規程に従い、対策本部を組織し直ちにこれに対応する。

❹当社及びグループ企業におけるコンプライアンス体制整備に関する措置

取締役会直下にグループCSR委員会を設置し、コンプライアンス体制をグループ横断的に統括する。更に、グループ企業においても、その企業規模に応じ、CSR事務局又はCSR推進責任者を設置し、当該企業におけるコンプライアンス体制を整備する。併せて、グループ全社役員、従業員にグループ行動綱領（以下「行動綱領」という。）を電子配布し、この周知を図るとともに、「行動綱領」を遵守する旨の誓約書を全役員、従業員に提出させる。また、適宜コンプライアンスに関する教育を実施し、役員、従業員のコンプライアンス知識、意識の向上を図るとともに、役員、従業員からコンプライアンス違反又はコンプライアンス違反と疑われる行為に関する情報提供を促すため、グループ全体としてヘルプラインを設置する。

❺グループ企業内の業務適正確保の体制整備に関する措置

グループ執行会議規程、関係会社管理規程、予算管理規程、中期経営計画管理規程等に基づき、グループ企業の重要課題、予算、中期経営計画については、グループ執行会議での事前審議及び当社取締役会で事前承認又は報告を得ることとする。また、これらについて漏れがないよう、グループ執行会議で各社に徹底を図るようにする。更に、上記❶から❹の体制をグループ企業内においても浸透させていくべく、グループ企業間の連携をより密にしていく。

❻監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人に対する指示の実効性

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、適切な部門を事務局として定め監査役を補助する。監査役は当該使用人に対する指示の実効性及び、取締役会からの独立性を確保するための措置を講じる。また、内部監査部門、会計監査人とも連携を強化することにより、監査業務を補完し合える体制を構築する。

❼当社及びグループ企業の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。取締役及び使用人は、監査役から業務及び財産の状況に関する報告を求められた場合には、速やかに報告しなければならない。監査役は、取締役会その他重要な会議に積極的に出席し、取締役及び使用人から業務及び財産の状況について、報告を受けるよう努める。また、内部監査部門は、内部監査結

果を適宜監査役に報告する。
　また、グループ企業の取締役、使用人が監査役へ報告するための体制として、グループヘルプラインの利用状況を毎月、監査役に対して報告する。

❽その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

　監査役会規程に基づき、監査役会を月１回以上開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催する。監査役は、取締役会その他重要な会議に積極的に出席し、業務及び財産の状況等について、情報収集に努める。また、内部監査部門との連携を密にし、実効性ある監査が行われるよう留意する。監査役は、代表取締役、取締役、会計監査人と、定期又は必要に応じ、意見交換を行う。また、監査役の監査の実効性をより向上させるために、監査役の業務執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上するものとし、有事における緊急又は臨時に支出した費用については、前払い又は事後、会社に対して償還を請求することができる。

❾反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

　反社会的勢力に対しては、「行動綱領」にて宣言する通り「一切の関わりを持たない」姿勢を固持し、ヘルプラインを設けるとともに、グループにおいて「特殊暴力防止対策連合会」「特殊暴力防止対策協議会」へ加盟する等地元警察との連携、外部情報の収集を図り、反社会的勢力の徹底排除を図る。また、併せて対応マニュアルの整備及びその周知を推進する。

❿財務報告に係る内部統制の基本方針

　当社の単体及び連結ベースでの財務報告の信頼性を重視し、以下の基本方針に基づき、適正な財務情報を開示し、透明性が高く健全な企業経営を実践する。

- 一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して財務報告を作成し、適時に開示することにより、情報開示の透明性、公平性を確保する。
- 財務報告を主管する部門を重視し、その会計・財務に関する専門性を向上させるため、適切な人員配置を行い、適切な教育を実施する。
- 全ての取締役及び従業員は、財務報告に関わる内部統制の果たす重要性を強く認識するとともに、自らの権限と責任の範囲において、内部統制の基本的要素である、(a) 統制環境、(b) リスクの評価と対応、(c) 統制活動、(d) 情報と伝達、(e) モニタリング、(f) ITへの対応、の適切な整備及び運用に努める。
- 監査役は、独立の立場から、財務報告の適正性と、その内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

❶コンプライアンスに対する取り組み

- 「内部統制システムに関する基本方針」について、社内イントラネットを通じて周知徹底を図り、対応を指示しております。また、グループヘルプラインについても、国内外全てのグループ会社で整備し、周知徹底を図っており、通報を受理した場合は、該当会社の監査役への報告及び、年間の通報実績について当社取締役会への報告を徹底して運用しております。外部のステークホルダーへの対応として、取引先向けのホットラインを開設し、ウェブサイトからの通報を受け付けております。
- 「行動綱領」を全従業員に電子配布し、周知徹底を図るとともに遵守する旨の誓約書を受領しております。
- グループ全社を対象としたコンプライアンス教育を定期的にe-ラーニング形式で実施しております。

❷リスク管理に対する取り組み

当社取締役及びグループ企業の経営陣を構成員とするグループ執行会議において、経営課題の把握、対応方針、各種リスクが顕在化した場合の解決策について議論するとともに、情報の共有化を図っております。また、取締役会直下に設置された、リスクマネジメント会議では、戦略上・業務上等企業活動に関するリスクをグループ横断的に管理・運営し、リスクへの対応状況を四半期ごとに取締役会に報告しております。また、製品生産の外注増加に伴い、サプライヤーリスクの把握、改善のため、CSR調達を実施する他、災害発生時を想定した、外注ハザードマップを作成し、有事に備えております。加えてグループの外注品質管理ルール、品質トラブル発生時の報告ルール、委託先監査運用ルール等を定め、運用しております。

❸取締役の職務執行の適正性及び職務執行が効率的に行われることに対する取り組み

当社では、第三者機関を導入した取締役会の実効性に関する評価を実施しております。評価結果を踏まえたアクションプランを策定・実行することで、取締役会の実効性向上に努めております。また、当該評価の結果の概要及びそのアクションプランをコーポレートガバナンス報告書等で開示しております。その他、３名の独立社外取締役を選任し、独立的・客観的立場から取締役会に対する監督を行うとともに、豊富な知識と経験に基づき、業務執行に関して的確な助言・提言を行っております。

❹取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

グループ共通の通報制度として社外の機関を窓口とする「グループヘルプライン」を設置し、国内外のグループ全従業員に周知徹底するとともに、ヘルプラインの利用状況を毎月監査役に対して報告し、年１回取締役会へ報告しております。重要な案件については関連部門と共同して解決に努めております。また、当社取締役及びヘルプライン担当者に関するコンプライアンス違反に対する通報については、外部委託業者からの通報窓口を通じて、当社監査役へのレポートラインを設置しています。また、監査役会はグループ各社の監査役が一堂に会す、グループ監査役協議会を毎月開催し、子会社の監査役に対して、定期的な報告を求めております。その他、当社常勤監査役を中心に、当社の取締役の他、執行役員、部門長と定期的な面談を実施しております。

❺監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組み

監査役会は当期において17回開催され、各監査役から監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、代表取締役社長をはじめ、各取締役、経営陣と定期的に意見交換を行う他、グループ各社の監査役が一堂に会す、グループ監査役協議会を毎月１回以上開催し、各社の監査状況や各種経営リスクを共有することでグループ全社に対する監査が適切に実行されるための体制を構築しております。更に、会計監査人、財務部門及び内部監査部門と適切に連携することで、監査の実効性向上を図っております。

3　株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

4　資本政策及び配当政策

❶資本政策

当社は、資本政策が株主の利益に影響を与える重要事項として捉え、「資本効率の向上と株主還元の充実」を基本方針としております。

❷配当政策

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題の一つと認識しており、安定的な利益成長による株主還元の充実を目指しております。今後の株主還元につきましては、連結配当性向60％以上を基本とし、継続的かつ安定的な現金配当を基本方針としております。また、自己株式取得

は、投資戦略、当社株式の市場価格・流動性等を踏まえて検討します。
当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当により年２回実施することとし、これらの剰余金の配当の決定機関は、当社定款及び会社法第454条第５項の規定に基づき、中間配当金については取締役会、期末配当については株主総会としております。

5 政策保有株式の保有方針及び議決権行使基準

❶政策保有株式に関する保有方針

当社は、上場株式を保有する場合、以下の方針に基づき保有します。また、取締役会は、個別の政策保有株式について、定期的に状況の報告を受け、保有の合理性、適正性を検証し、その内容を開示します。

- 単なる安定株主としての政策保有は行いません。
- 取締役会において業務提携や取引の維持・強化等、事業活動上、合理的に適切と認められた場合に限り、上場株式を政策的に保有します。

❷議決権行使基準

当社は、政策保有株式に係る議決権について、提案された議案が株主価値の毀損に繋がるものでないことを前提とし、投資先企業の状況等を勘案した上で賛否を判断し、適切に議決権を行使します。

■ 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科　　目	第19期 2024年12月31日現在	第18期 (ご参考) 2023年12月31日現在
資産の部		
流動資産	**106,120**	**107,697**
現金及び預金	45,176	47,200
受取手形及び売掛金	17,465	17,820
有価証券	18,907	17,944
商品及び製品	12,094	12,198
仕掛品	904	683
原材料及び貯蔵品	3,621	3,534
未収還付法人税等	28	4,919
その他	8,019	3,469
貸倒引当金	△96	△72
固定資産	**94,200**	**93,510**
有形固定資産	**57,530**	**53,696**
建物及び構築物	31,420	16,528
機械装置及び運搬具	3,633	1,853
土地	14,252	14,247
リース資産	695	668
建設仮勘定	246	14,450
その他	7,282	5,948
無形固定資産	**11,700**	**11,926**
商標権	19	21
ソフトウエア	11,590	11,813
その他	90	91
投資その他の資産	**24,969**	**27,886**
投資有価証券	15,407	17,361
長期貸付金	251	163
繰延税金資産	5,220	6,264
その他	4,530	4,419
貸倒引当金	△440	△321
資産合計	**200,320**	**201,207**

科　　目	第19期 2024年12月31日現在	第18期 (ご参考) 2023年12月31日現在
負債の部		
流動負債	**27,351**	**25,644**
支払手形及び買掛金	2,264	2,751
1年内返済予定の長期借入金	6	12
リース債務	774	674
未払金	10,171	11,231
未払法人税等	4,206	875
契約負債	4,795	5,226
賞与引当金	1,578	1,807
役員賞与引当金	177	161
その他の引当金	8	54
その他	3,368	2,848
固定負債	**8,053**	**7,165**
長期借入金	40	46
リース債務	1,295	962
退職給付に係る負債	229	811
役員株式給付引当金	99	123
環境対策引当金	7	52
資産除去債務	3,885	3,534
その他	2,496	1,634
負債合計	**35,404**	**32,809**
純資産の部		
株主資本	**166,203**	**169,093**
資本金	**10,000**	**10,000**
資本剰余金	**80,451**	**81,025**
利益剰余金	**78,674**	**80,907**
自己株式	**△2,922**	**△2,839**
その他の包括利益累計額	**△1,547**	**△1,287**
その他有価証券評価差額金	**75**	**229**
為替換算調整勘定	**△2,106**	**△1,772**
退職給付に係る調整累計額	**483**	**255**
新株予約権	**236**	**243**
非支配株主持分	**23**	**348**
純資産合計	**164,916**	**168,398**
負債純資産合計	**200,320**	**201,207**

■ 連結損益計算書

(単位：百万円)

科　　目	第19期 2024年1月1日から2024年12月31日まで		第18期 (ご参考) 2023年1月1日から2023年12月31日まで	
売上高		**170,359**		**173,304**
売上原価		**31,846**		**31,227**
売上総利益		**138,513**		**142,076**
販売費及び一般管理費		124,702		125,996
営業利益		**13,810**		**16,080**
営業外収益				
受取利息	261		237	
為替差益	1,749		2,122	
その他	518	**2,529**	330	**2,691**
営業外費用				
支払利息	113		103	
支払手数料	74		127	
その他	69	**257**	70	**302**
経常利益		**16,083**		**18,469**
特別利益				
受取補償金	–		376	
為替換算調整勘定取崩益	–	**–**	297	**674**
特別損失				
固定資産除却損	330		697	
減損損失	696		1,813	
投資有価証券評価損	300		361	
その他	107	**1,434**	911	**3,783**
税金等調整前当期純利益		**14,649**		**15,360**
法人税、住民税及び事業税	4,306		1,300	
法人税等調整額	1,034	**5,341**	4,327	**5,627**
当期純利益		**9,307**		**9,732**
非支配株主に帰属する当期純利益		21		67
親会社株主に帰属する当期純利益		**9,286**		**9,665**

■ 連結株主資本等変動計算書 (2024年１月１日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年１月１日残高	**10,000**	**81,025**	**80,907**	**△2,839**	**169,093**
当期変動額					
剰余金の配当			△11,519		△11,519
親会社株主に帰属する当期純利益			9,286		9,286
自己株式の取得				△195	△195
自己株式の処分		159		112	271
連結子会社株式の取得による持分の増減		△733			△733
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△574	△2,233	△82	△2,890
2024年12月31日残高	**10,000**	**80,451**	**78,674**	**△2,922**	**166,203**

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2024年１月１日残高	**229**	**△1,772**	**255**	**△1,287**	**243**	**348**	**168,398**
当期変動額							
剰余金の配当							△11,519
親会社株主に帰属する当期純利益							9,286
自己株式の取得							△195
自己株式の処分							271
連結子会社株式の取得による持分の増減							△733
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△153	△334	228	△260	△7	△324	△591
当期変動額合計	△153	△334	228	△260	△7	△324	△3,482
2024年12月31日残高	**75**	**△2,106**	**483**	**△1,547**	**236**	**23**	**164,916**

■ 連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社数　　34社

主要な連結子会社の名称

株式会社ポーラ
オルビス株式会社
ポーラ化成工業株式会社
株式会社ピーオーリアルエステート
その他30社

（2）非連結子会社数　　1社

主要な非連結子会社の名称

株式会社ｅｎｃｙｃｌｏ

連結の範囲から除いた理由

総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類への影響が軽微なためであります。

2．持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した関連会社数

該当する会社はありません。

（2）持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称及び理由

持分法を適用しない非連結子会社１社（株式会社ｅｎｃｙｃｌｏ）及び関連会社18社（株式会社琥珀、株式会社ＡＧＧ、ＳＯＵＬＡ株式会社、株式会社ｌｅａｌｅａ、株式会社Ｌａｎｃｅ、株式会社ＡＱＵＡＬＩＥ、株式会社Ｓｏｍｅ　ＦａＢ、株式会社Ｖｉｖａ　Ｔｒａｉｌ、株式会社ＰｒａＣｈｅｅｒ、株式会社ＲＥＶＥＲ　Ｆｌｏｒ、株式会社ウェルハピ、株式会社ＰＯ－ＺＥ、株式会社ｅｉ.、株式会社Ｐｒｉｂｂｏｎ、株式会社Ｏ２、株式会社あん、株式会社Ｒ　ｓｔｙｌｅ　Ｂｅａｕｔｙ、株式会社Ｐ.）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも持分法の対象から除いても連結計算書類への影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合等への出資持分（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②棚卸資産

商品、製品、仕掛品及び原材料は、主として月別移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しており、貯蔵品については、主として最終仕入原価

法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社

定額法

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物…… 8 年～50年

機械装置及び運搬具…… 7 年～15年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年均等償却によっております。

在外連結子会社

所在地国の会計基準の規定に基づく定額法

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

商 標 権……10年

自社利用のソフトウエア…… 5 年（社内における見込利用可能期間）

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、IFRS適用子会社については、IFRS第16号「リース」（以下、IFRS第16号）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則として全てのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産に計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④環境対策引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しております。

⑤役員株式給付引当金

役員株式交付規程に基づく当社の取締役等への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、化粧品等の製造、販売を行っており、当該商品販売においては、顧客との販売契約に基づいて、主に完成した商品を引渡すことを履行義務としております。商品の引渡時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、当該履行義務が充足すると判断し、収益を認識しております。ただし、日本国内の商品販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、出荷時点で収益を認識しております。

当社グループは、商品等の購入に応じてポイントを付与する自社ポイント制度を導入しており、顧客との契約において付与したポイントのうち、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、将来顧客が行使することが見込まれるポイントを履行義務として、連結貸借対照表上の契約負債に計上しております。取引価格は、これらのポイントに係る履行義務とポイントの付与対象となる商品等に係る履行義務に対して独立販売価格の比率に基づいて配分しております。ポイントの履行義務に配分され、契約負債に計上された取引価格は、ポイントの利用に従い収益を認識しております。

商品販売取引の顧客である販売代理人等に販売奨励金その他の対価を支払う取引において、その支払対価が商品販売とは別個の財又はサービスとの交換によるものでない場合、収益の減額としております。

なお、商品販売契約における対価は、商品に対する支配が顧客に移転した時点から主として１年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

5．会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記

有形固定資産の減価償却方法の変更

従来、当社及び国内連結子会社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度の期首より定額法に変更しております。

当社グループは2024年より新設したTDC（Technical Development Center）の稼働や、同じく2024年からスタートした中期経営計画の策定を契機として有形固定資産の使用状況を見直したところ、今後も中長期的な安定稼働が見込まれることから、耐用年数にわたり均等に費用配分を行う定額法を採用することが、有形固定資産の使用実態をより適切に反映し、期間損益計算をより適切に行う方法であると判断しました。

以上の変更により、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の営業利益が673百万円、経常利益及

び税金等調整前当期純利益がそれぞれ683百万円増加しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

個別店舗に係る固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	連結計算書類計上額(百万円)
個別店舗に係る固定資産	2,361
減損損失	609

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループでは、個別店舗についての減損の兆候の有無を把握するにあたり、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、減損の兆候がある店舗について減損損失の認識の判定を行い、各店舗の割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された中期経営計画を基礎としております。

②主要な仮定

中期経営計画策定における主要な仮定は、客層別の販売計画であります。客層別の販売計画は過年度販売実績の推移を基礎に見積もっております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の市場環境の変化等により、当連結会計年度の見積りに使用した仮定が変化した場合は、翌連結会計年度の個別店舗に係る固定資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「事業整理損」は、重要性が乏しいため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「事業整理損」に表示していた770百万円は、「その他」として組み替えております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　64,944百万円

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは以下の資産又は資産グループについて減損損失を計上しております。

当連結会計年度（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）
(1) 減損損失を認識した資産グループ及び金額

場　所	用　途	種　類	減損損失 (百万円)
日本	店舗	建物及び構築物、有形固定資産その他、投資その他の資産	187
アジア	店舗	建物及び構築物、有形固定資産その他	331
オセアニア	店舗	建物及び構築物	90
日本	事業用資産	建物及び構築物、有形固定資産その他、ソフトウエア、投資その他の資産	86
計			696

(2) 減損損失を認識するに至った経緯
店舗については、継続的に営業損失を計上しており、かつ、将来キャッシュ・フローの見積り総額が各資産の帳簿価額を下回る資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。
事業用資産については、前連結会計年度及び当連結会計年度の営業損益が赤字かつ、合理的な事業計画と実績に大幅な乖離が生じており、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。
(3) 資産のグルーピングの方法
店舗については、主として継続的に収支の把握を行っている事業部門を基礎とし、店舗ごとにグルーピングしております。事業用資産については会社単位でグルーピングしております。
(4) 回収可能価額の算定方式
回収可能価額は、使用価値により算定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローがマイナスの場合、回収可能価額をゼロとして評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　229,136,156株

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
2024年３月28日定時株主総会	普通株式	6,865	31.00	2023年12月31日	2024年３月29日
2024年８月５日取締役会	普通株式	4,653	21.00	2024年６月30日	2024年９月６日

(注) 1. 2024年３月28日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式に対する配当金７百万円が含まれております。

2. 2024年８月５日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式に対する配当金７百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年３月27日開催予定の定時株主総会において、普通株式の配当に関して次の議案を付議いたします。

配当金の総額　6,869百万円
１株当たり配当額　31.00円
基準日　2024年12月31日
効力発生日　2025年３月28日
配当の原資　利益剰余金

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれております。

3．当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式　230,320株

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短中期で低リスクの金融商品に限定し、また、資金調達については銀行借入、社債等の資本市場からの調達による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に確認しております。

有価証券及び投資有価証券はその他有価証券であり、主に満期のある債券をはじめとした安全性の高い金融資産でありますが、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、四半期ごとに時価等を把握する管理体制を取っております。

営業債務である支払手形、買掛金及び未払金は、１年以内の支払期日であります。
また、営業債務や有利子負債は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含まれておりません。（(注) 2. をご参照ください。）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	27,773	27,773	－

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「未払金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	1,487
投資事業有限責任組合出資金	5,053
合計	6,540

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券				
社債	－	992	－	992
その他	－	26,781	－	26,781
資産計	－	27,773	－	27,773

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
その他有価証券
当社が保有している社債等は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸オフィスビル及び賃貸マンション等を有しております。2024年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は365百万円（賃貸収益は売上高及び営業外収益に、賃貸費用は売上原価、販売費及び一般管理費及び営業外費用に計上）であります。
賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び該当時価の算定方法は以下の通りであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
22,563	3,372	25,935	77,580

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 主な変動
増加は、賃貸オフィスビルのリニューアル　4,154百万円
減少は、賃貸オフィスビル及び賃貸マンション等の減価償却費　656百万円
3. 時価の算定方法
主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。その他の物件については、土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額により、建物等の償却性資産は連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

収益認識に関する注記

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	日本	アジア	その他海外	合計
ビューティケア事業	140,586	21,431	3,043	165,060
不動産事業	0	－	－	0
その他	3,085	－	－	3,085
顧客との契約から生じる収益	143,671	21,431	3,043	168,146
その他の収益	2,213	－	－	2,213
外部顧客への売上高	145,885	21,431	3,043	170,359

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ビルメンテナンス事業であります。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　4．会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
契約負債	5,226	4,795

当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは、5,226百万円であります。当連結会計年度末において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は4,795百万円であります。主に自社ポイント制度によるもの、及びエステ施術サービスに係る顧客からの前受金に関連するものであります。将来顧客が行使することが見込まれるポイントは、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、履行義務として契約負債に計上されており、ポイントが利用された時点で収益として認識しております。
また、店舗で提供されるエステ施術サービスの残存履行義務は、顧客への施術サービスの提供の使用回数に応じて、収益を認識しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　744円16銭
２．１株当たり当期純利益　41円97銭

（注）役員報酬BIP信託が所有する当社株式を、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。また、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の期末株式数は当連結会計年度において344,998株であり、期中平均株式数は当連結会計年度において289,985株であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 貸借対照表

(単位：百万円)

科　　目	第19期 2024年12月31日現在	第18期 (ご参考) 2023年12月31日現在
資産の部		
流動資産	**53,383**	**60,111**
現金及び預金	29,540	32,861
有価証券	18,907	17,944
関係会社短期貸付金	1,197	1,384
前払費用	293	225
未収入金	278	5,004
未収還付法人税等	27	2,602
その他	3,139	88
固定資産	**111,281**	**105,876**
有形固定資産	**3,659**	**3,487**
建物	104	46
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	201	87
絵画及び美術品	3,354	3,354
無形固定資産	**4,440**	**4,802**
商標権	7	10
ソフトウエア	4,428	4,786
その他	5	5
投資その他の資産	**103,181**	**97,585**
投資有価証券	15,350	17,308
関係会社株式	67,763	65,624
関係会社長期貸付金	47,616	38,043
繰延税金資産	139	711
長期前払費用	61	100
前払年金費用	8	－
その他	701	669
貸倒引当金	△28,459	△24,873
資産合計	**164,665**	**165,988**

科　　目	第19期 2024年12月31日現在	第18期 (ご参考) 2023年12月31日現在
負債の部		
流動負債	**65,780**	**67,483**
関係会社短期借入金	63,187	65,173
未払金	2,129	1,549
未払費用	57	52
未払法人税等	40	12
賞与引当金	214	220
役員賞与引当金	51	45
その他	100	428
固定負債	**87**	**122**
退職給付引当金	－	62
役員株式給付引当金	62	35
長期未払金	24	24
負債合計	**65,867**	**67,606**
純資産の部		
株主資本	**98,485**	**97,908**
資本金	**10,000**	**10,000**
資本剰余金	**81,202**	**81,042**
その他資本剰余金	81,202	81,042
利益剰余金	**10,215**	**9,714**
利益準備金	2,500	2,500
その他利益剰余金	7,715	7,214
繰越利益剰余金	7,715	7,214
自己株式	**△2,931**	**△2,848**
評価・換算差額等	**75**	**229**
その他有価証券評価差額金	**75**	**229**
新株予約権	**236**	**243**
純資産合計	**98,797**	**98,381**
負債純資産合計	**164,665**	**165,988**

■ 損益計算書

(単位：百万円)

科　　目	第19期 2024年1月1日から2024年12月31日まで		第18期（ご参考） 2023年1月1日から2023年12月31日まで	
営業収益		**25,646**		**24,570**
営業費用		**10,875**		**9,966**
営業利益		**14,770**		**14,604**
営業外収益				
受取利息	284		716	
有価証券利息	169		176	
為替差益	326		682	
その他	82	**863**	46	**1,620**
営業外費用				
支払利息	47		56	
支払手数料	76		127	
その他	－	**123**	0	**184**
経常利益		**15,510**		**16,040**
特別利益				
受取補償金	－	－	376	**376**
特別損失				
貸倒引当金繰入額	3,311		4,514	
その他	306	**3,618**	364	**4,878**
税引前当期純利益		**11,892**		**11,538**
法人税、住民税及び事業税	△766		△3,564	
法人税等調整額	638	**△128**	4,002	**438**
当期純利益		**12,020**		**11,100**

■ 株主資本等変動計算書 （2024年１月１日から2024年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2024年１月１日残高	**10,000**	**81,042**	**81,042**	**2,500**	**7,214**	**9,714**	**△2,848**	**97,908**
当期変動額								
剰余金の配当					△11,519	△11,519		△11,519
当期純利益					12,020	12,020		12,020
自己株式の取得							△195	△195
自己株式の処分		159	159				112	271
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	159	159	－	501	501	△82	577
2024年12月31日残高	**10,000**	**81,202**	**81,202**	**2,500**	**7,715**	**10,215**	**△2,931**	**98,485**

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2024年１月１日残高	**229**	**229**	**243**	**98,381**
当期変動額				
剰余金の配当				△11,519
当期純利益				12,020
自己株式の取得				△195
自己株式の処分				271
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△153	△153	△7	△160
当期変動額合計	△153	△153	△7	416
2024年12月31日残高	**75**	**75**	**236**	**98,797**

■ 個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合等への出資持分（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建 物……８年～50年

車両運搬具……６年

工具、器具及び備品……２年～10年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウエア……５年（社内における利用可能期間）

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

（3）役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

（4）退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

なお、過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理をしております。

また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) 役員株式給付引当金
役員株式交付規程に基づく当社の取締役等への株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4．重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスごとの主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。なお、取引の対価は、履行義務充足と同時、もしくは、履行義務充足時点から概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素はありません。

①経営管理料・業務委託収入
当社は、グループ各社へ契約内容に応じた受託業務として、経営指導・管理業務等を行っております。当該履行義務は、業務が実施された時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

②受取配当金
当社子会社からの配当金であり、配当金の効力発生日をもって、収益を認識しております。なお、受取配当金は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日　企業会計基準委員会）等の範囲に含まれる金融商品に係る取引であるため、顧客との契約から生じる収益の対象外となります。

③商標権使用料
ブランドの使用許諾は、当社の子会社に対して契約期間にわたり知的財産にアクセスできる権利を付与するものであり、当社の子会社に対し、子会社の商号、事業ブランド及びその他の商品・サービス等の標章に当社のブランドを使用する許諾をする義務を負っております。
当該履行義務は、ブランドを使用した当社の子会社が収益を計上するにつれて充足されるものであることから、当社グループ会社の売上高に、一定の料率を乗じた金額を収益として認識しております。

5．重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しております。

7. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記

有形固定資産の減価償却方法の変更

従来、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりましたが、当事業年度の期首より定額法に変更しております。
当社は2024年からスタートした中期経営計画の策定を契機として有形固定資産の使用状況を見直したところ、今後も中長期的な安定稼働が見込まれることから、耐用年数にわたり均等に費用配分を行う定額法を採用することが、有形固定資産の使用実態をより適切に反映し、期間損益計算をより適切に行う方法であると判断しました。以上の変更により、従来の方法によった場合に比べ、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ8百万円増加しております。

貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額	274百万円
2．保証債務	
Jurlique International Pty. Ltd.（銀行取引）	54百万円
J.&J. Franchising Pty. Limited.（銀行取引）	59百万円
3．関係会社に対する金銭債権（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	277百万円
長期金銭債権	101百万円
4．関係会社に対する金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債務	1,304百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高の総額

関係会社との営業取引による取引高の総額	26,093百万円
関係会社との営業取引以外の取引による取引高の総額	1,129百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式　7,870,726株

（注）当事業年度末の自己株式には、「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式344,998株が含まれております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	2,181 百万円
関係会社株式評価損	15,292 百万円
減損損失	518 百万円
貸倒引当金	8,714 百万円
その他	715 百万円
繰延税金資産小計	27,422 百万円
評価性引当額	△27,156 百万円
繰延税金資産合計	266 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△123 百万円
その他	△2 百万円
繰延税金負債合計	△126 百万円
繰延税金資産の純額	139 百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

リース契約により使用している重要な固定資産は、主として事務用機器であります。

関連当事者との取引に関する注記

当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注1)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社ポーラ	東京都品川区	110	ビューティケア事業	(所有)直接 100.0	営業上の取引及び役員の兼任	経営管理料	1,166	–	–
							業務委託料	2,091	–	–
							商標権使用料	274	–	–
	オルビス株式会社	東京都品川区	110	ビューティケア事業	(所有)直接 100.0	営業上の取引及び役員の兼任	経営管理料	859	–	–
							業務委託料	2,431	–	–
							商標権使用料	141	–	–
	Jurlique International Pty. Ltd.	オーストラリアサウスオーストラリア州	117,602千豪ドル	ビューティケア事業	(所有)間接 100.0	営業上の取引	経営管理料	79	–	–
							資金の貸付(注2)	2,269	関係会社短期貸付金	492
							資金の回収	83	関係会社長期貸付金(注3)	23,886
	株式会社DECENCIA	東京都品川区	110	ビューティケア事業	(所有)直接 100.0	営業上の取引	経営管理料	88	–	–
							資金の貸付(注2)	55	関係会社短期貸付金	55
							資金の回収	250		
							利息の受取(注2)	1	–	–

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注1)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社ＡＣＲＯ	東京都品川区	100	ビューティケア事業	(所有)直接 100.0	営業上の取引	経営管理料	114	–	–
							業務委託料	245	–	–
							資金の貸付(注2)	700	関係会社短期貸付金	650
									関係会社長期貸付金(注3)	9,647
							利息の受取(注2)	130	–	–
	ポーラ化成工業株式会社	静岡県袋井市	110	ビューティケア事業	(所有)直接 100.0	営業上の取引及び役員の兼任	経営管理料	410	–	–
							業務委託料	697	–	–
	株式会社ピーオーリアルエステート	東京都品川区	100	不動産事業	(所有)直接 100.0	営業上の取引	経営管理料	168	–	–
							資金の貸付(注2)	5,300	関係会社長期貸付金	11,300
							利息の受取(注2)	136	–	–
	トリコ株式会社	東京都新宿区	96	ビューティケア事業	(所有)直接 100.0	営業上の取引及び役員の兼任	経営管理料	25	–	–
							資金の貸付(注2)	570	関係会社長期貸付金(注3)	2,084
							利息の受取(注2)	10	–	–
	POLA ORBIS Travel Retail Limited	中国香港	1,500千香港ドル	ビューティケア事業	(所有)直接 100.0	営業上の取引	経営管理料	52	–	–

取引条件及び取引条件の決定方針

（注）1. 子会社各社との経営管理料については、グループ運営経費を基に決定しております。また、ソフトウエアの取得については、市場価格を勘案して双方協議の上、決定しております。その他の取引については、市場価格等を勘案した一般的取引条件にて、当社と関連を有しない他の当事者との取引と同様に決定しております。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、経営再建のための支援の一環として、一部の子会社において利息の減免を行っております。

3. 長期貸付金に対し、合計28,459百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計3,311百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表　重要な会計方針に係る事項に関する注記　４．重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額	445円45銭
２．１株当たり当期純利益	54円33銭

（注）役員報酬BIP信託が所有する当社株式を、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。また、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の期末株式数は当事業年度において344,998株であり、期中平均株式数は当事業年度において289,985株であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年２月21日

株式会社　ポーラ・オルビスホールディングス
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　横　内　龍　也
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　大 屋 誠 三 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ポーラ・オルビスホールディングスの2024年１月１日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ポーラ・オルビスホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年２月21日

株式会社　ポーラ・オルビスホールディングス
　取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　横　内　龍　也
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　大 屋 誠 三 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ポーラ・オルビスホールディングスの2024年１月１日から2024年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年１月１日から2024年12月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会、グループ執行会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年２月21日

株式会社ポーラ・オルビスホールディングス監査役会
常勤監査役　河　本　秀　樹　㊞
社外監査役　佐　藤　明　夫　㊞
社外監査役　中　村　元　彦　㊞

以　上

サステナビリティへの取り組み

ポーラ・オルビスグループのサステナビリティ重点テーマは、グループの強みと連動した「先端技術・サービスによるQOLの向上」「地域活性」「文化・芸術・デザイン」「人材活躍」「環境」です。よりよい社会のために、当社グループならではの取り組みで新たな価値を創造し、社会課題の解決と事業成長との両立を目指しています。

企業の土台となる「人材活躍」においては、グループ横断でダイバーシティを推進するとともに、人材育成に注力しています。加えて、社会的責任である「環境」では、TCFDやTNFDといった国際的な枠組みに沿って環境関連のリスクや機会などの情報を開示するとともに、生産拠点や主要事業拠点の再生可能エネルギー由来の電力切替や持続可能なパーム油由来原材料の調達、化粧品プラスチック容器・包材の4R※に基づくサステナブルな設計などに取り組んでいます。こうしたサステナビリティ・ESG関連の取り組みは、世界的なESG指数の構成銘柄にも選定される等、着実に評価を得ています。

※4R　Reduce（使用量を削減する）、Reuse（繰り返し使用する）、Replace（他素材に置き換える）、Recycle（資源を循環し使用し続ける）

D&I AWARD BEST WORKPLACE for diversity & inclusion 2024

FTSE4Good

FTSE Blossom Japan

Climate Water CDP A List 2024

D&Iアワード2024 ベストワークプレイス
FTSE4Good Global Index Series
FTSE Blossom Japan Index
CDP気候変動Aリスト選定

サステナビリティへの取り組みを詳しくご紹介しております。ぜひご覧ください。

統合レポート2023

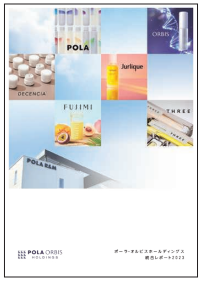

https://ir.po-holdings.co.jp/ja/Library/AnnualReport/main/0/teaserItems1/018/linkList/0/link/IntegratedReport2023_A3_s_20240930.pdf

当社ウェブサイト　サステナビリティページ

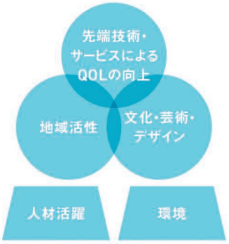

https://www.po-holdings.co.jp/csr/index.html

株主総会関連情報のメール通知サービスをご活用ください〈メール登録の方法について〉

サービス概要については裏表紙をご参照ください▶

◆ メール登録の方法

1

議決権行使書のQRコードを読み取り

2

議決権行使画面で行使の手続き

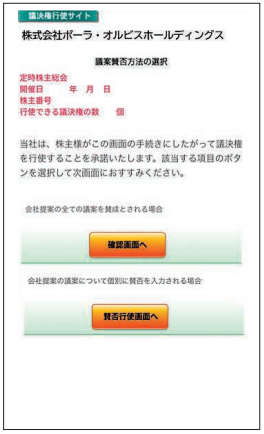

3

行使完了画面で「電子メール受領」を選択

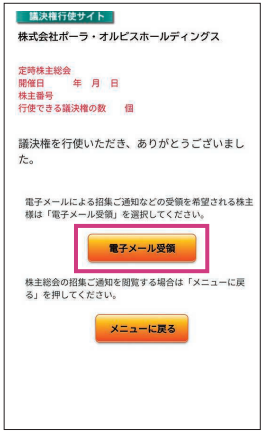

4

招集ご通知受領に承諾しメールアドレスを登録

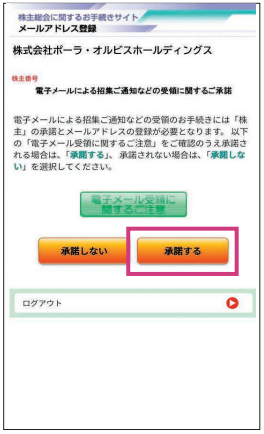

◆ 議決権行使の前に、メール登録をされたい方はこちら

1

議決権行使書のQRコードを読み取り

2

議決権行使画面の下部の「メニューへ」を選択

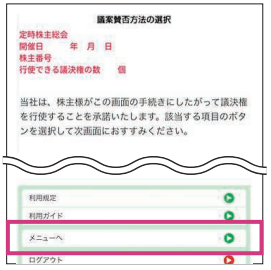

3

メニュー画面で「電子メール受領」を選択

議決権のネット行使と併せてカンタン登録！

株主総会関連情報のメール通知サービスをご活用ください〈サービス概要について〉

◀メール登録の方法は前ページをご参照ください

「メール登録」を行うと、招集ご通知、議決権行使のリマインド通知（未行使の方限定）、ライブ配信及び事後配信のご案内をご登録のメールアドレスに送付いたします（議決権行使書及び招集ご通知は郵送しないため、インターネットによる議決権行使をお願いいたします）。

また、ご登録のメールアドレスには、当社理解にお役立ていただけるようなご案内をお送りすることがあります。

紙での郵送を減らすことで環境負荷軽減にぜひご協力ください。

議決権行使期間

招集ご通知送付日　議決権行使期日1週間前　株主総会２日前　株主総会前日

1 招集ご通知のメール送付

メールで招集ご通知が届くので手軽に確認・行使ができます！

2 議決権行使のリマインド通知

お知らせが届くので株主の権利を忘れずに行使できます！

3 ライブ配信及び事後配信のご案内

ぜひご視聴ください。

※当サービスは株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行のサービスです。

本サービスに関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部

0120-173-027（通話料無料／受付時間：午前9時～午後9時）

ご登録時に不備のあった方には従来通り書面で招集ご通知等を送付しております。
ご不明点がございましたら、上記お問い合わせ先にご連絡ください。

POLA ORBIS HOLDINGS

本店所在地：東京都品川区西五反田2-2-3
本社事業所：東京都中央区銀座1-7-7　ポーラ銀座ビル

FSC www.fsc.org ミックス 紙｜責任ある森林管理を支えています FSC® C022915

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。